

デンマーク絶対王制後期の社会政策に関する基礎研究 (3)

—クリスチャン7世治世後半(1784-1808年)を中心に (下)—

佐保吉一

Fundamental Study on the Danish Absolute Monarchy in the Period of Latter Term (3)

—Focused on Christian VII's Social Policies (Part 3: 1784-1808)—

SAHO Yoshikazu

Abstract

This paper investigates the social policies of the late Danish Absolute Monarchy, with particular attention to the latter half of King Christian VII's reign (1784–1808). Christian VII (1749–1808) ascended the throne at the age of seventeen. Owing to severe mental illness, he was unable to govern effectively, and political authority soon passed to the German court physician Johann Friedrich Struensee (1737–1772). Struensee implemented a series of progressive reforms that disregarded Danish traditions, provoking a coup d'état in 1772. He was subsequently arrested, convicted of capital offences, and executed. Thereafter, Ove Høegh-Guldberg assumed de facto control, pursuing conservative and reactionary policies until his regime was overthrown by Crown Prince Frederik in 1784.

Frederik assembled a group of reform-minded statesmen—A.P. Bernstorff, C.D.F. Reventlow, and Ernst Schimmelmann etc., most of them of German descent—who sought to modernise Danish society. Agrarian reform was their primary objective, and in 1786 they established the Great Agrarian Commission (*Den store Landbokommission*) to create a legal framework for comprehensive agricultural reform. Its principal outcomes included:

1. The abolition of *stavnsbånd* (serf-like adscription to the soil);
2. The expansion of peasant farmers' rights;
3. The prohibition of corporal punishment;
4. The advancement of agricultural tools and technology.

Another major reform was the introduction of compulsory education. The Great School Commission, established in 1789, prepared the 1814 School Law, making

Denmark one of the first European countries to enact universal compulsory schooling.

In the late eighteenth century, associations emerged across the country to facilitate the exchange of ideas, while citizens increasingly attempted to articulate their views. Public opinion gradually developed, especially in Copenhagen and other urban centres. In 1793, for example, an apprentice carpenter was punished for urging his master to resign; in response, some 200 tradesmen went on strike. The dispute ultimately reached Crown Prince, who granted amnesty to those detained.

During Bernstorff's lifetime, the politically inexperienced Crown Prince Frederik exerted limited influence over policy. After Bernstorff's death, however, he attempted to rule directly, governing through cabinet decrees in a manner reminiscent of the Struensee and Guldberg administrations. He curtailed freedom of expression in reaction to the French Revolution, and his ill-judged decision to ally with Napoleon ultimately led to Denmark's defeat in war.

This study argues that, while the Crown Prince's regime initially adhered to traditional Privy Council absolutism, it gradually adopted a cabinet-led structure. Nevertheless, governance in practice remained highly personalised, relying on petitions, audiences, and direct appeals to the monarch. These findings contribute to the understanding of late absolutist governance in Denmark, revealing its hybrid nature—combining reformist policies with enduring monarchical traditions—on the eve of the nineteenth century.

0. はじめに

デンマークではフレデリック 3 世治世の 1661 年に「絶対世襲政府文書 Arveregeringsakten」の公布をもって名実ともに絶対王制が開始される*1。そこから 6 代目の絶対王がクリスチャン 7 世 Christian VII (在位: 1766-1808) である。彼の統治には重大な問題があった。クリスチャン 7 世は僅か 17 歳で王位を継承したが、精神病の兆候を見せ*2、次第に政務を執ることが不可能になってきた。そこで、初期にはドイツ人の医師ストルーエンセ J.F. Struensee (1735-1772)、中期には神学博士グルベア Ove Guldberg (1731-1808) というこれまで実際の政治とは無関係な人物が急速に頭角を現し、国王やその取り巻きに取り入って、国王の私的オフィスであるキャビネット kabinet*3を中心に政治を行なった。このような政治が可能になった背景には行政機構がしっかり機能していたことがある。

本稿では、1772-84 年を扱った前稿に引き続き、クリスチャン 7 世治世後半(1784-1808 年)について、その社会政策なかでも次の世紀にデンマークが豊かな農業国として世界に知られるように下地を準備した農業および農民の為の改革、教育改革、その他特徴のある社会政策を検

討していく。そして最後にその時代の絶対王制がデンマーク絶対王制の中でどのような統治形式を有したのかについても考察していく*4。

1. 王太子フレデリック中心の新政権誕生

1-1 王太子フレデリックの成年

王太子フレデリックはクリスチャン 7 世の長男で、1768 年に誕生した。母の王妃カロリーネ・マチルデ Caroline Mathilde (1750-1775) はフレデリックが僅か 4 歳の時に、ストルーエンセ事件に連座して幽閉後された後、国外追放となった。そのため母親の愛情を知ることなく、幸福とはほど遠い幼少期を過ごした。養育についても、最初は当時の啓蒙主義の影響を受け、ルソーを信奉するストルーエンセの方針で、『エミール』を手本に質素にしつけられた。冬でも薄着で水シャワーを浴び、3 歳時には、暖房されていない城の広間 gemak で裸足で歩かされた*5。ストルーエンセが去った後は宮廷クーデターで功績のあった軍人のアイクステット Hans Eikstedt が宮廷長官の任に就き王太子の養育の責任者となったが、その経歴ゆえ次期国王を意識したきめ細かな養育がなされた訳ではなかった。虚弱な王太子フレデリックを前に、皇太后ユリアナ・マリエ Julina Marie (1729-96) は自身と前王フレデリック 5 世との間に誕生した王太弟フレデリック arveprins Frederik (1753-1805) を何とかクリスチャン 7 世の後に据えようと様々画策を行なった。

王太子フレデリックは結局母親に代わって愛情を注ぎ込んでくれる人物も近くにおらず、孤独な幼少期を過ごしたのであった*6。ユリアナ・マリエは、自分の子どもを最優先にしたいため、グルベアとも図って王太子フレデリックを意識的に疎外していた。このような状況下、王太子は自分の考えや感情を外に表さなくなり隠すようになった。唯一の例外は 16 歳年上の侍従 kammerjunker であるビュロウ Johan Bülow (1751-1828) で、彼には自分の秘めた心を開いたのであった。この王太子フレデリックが生涯興味を示したことが二つあった。一つが軍事的なことで、もう一つが観劇であった。軍事的なことは養育責任者のアイクステットが軍人だった影響かもしれないが、特に教練に興味を示し、自分で重い装備を背負って教練に参加している*7。観劇についてもアイクステットの影響があるかもしれないが*8、入場の際にその場にいる市民から歓声を浴びることが出来るからであった。

1-2 1784 年のクーデター

国王の絶対的権利と王位継承を定めた「国王法」の第 8 条の規定によれば、王太子が 1781 年 1 月に 13 歳に達した時点から成年となるのであった。そこでグルベア一派は、王太子の政治参加を遅らそうとして、堅信式 konfirmation の開催を引き延ばしてきた。なぜなら堅信式を終えれば王太子フレデリックが正式な王位継承者として枢密院 statsråd に出席することになるからである。しかし引き延ばしにも限界があり、とうとう 1784 年 4 月 4 日に堅信式が挙行されたのであった。そしてその 10 日後に開催された、王太子が初めて出席する枢密院会合でグルベアたちが最も危惧していたことが起こった。もちろんグルベアたちも、その会合で、

グルベアと彼に近い2名を新しいメンバーとして枢密院に加えることを提案することになっていった。

16歳になった細身の王太子は、会合で文書を読み上げた。「キャビネット支配を終え、新しい大臣を任命する」という提案が行なわれ、読み上げた文書を父である国王の前に置き、国王はこれまでのように自動的に署名したのであった。それによって現枢密院メンバーが解任され、新たにA.P. ベアnstーフ A.P. Bernstorff (1735-97) らを枢密院の新メンバーとしたのであった。さらに、今後は国王の署名文書には必ず王太子フレデリックの副署が必要とする文書にも国王の署名を迫った。ここで王太弟フレデリックは最後の抵抗を見せる。まずそれらの国王署名文書を王太子から奪おうとしたが、失敗に終わった。次にその場から逃げ出そうとする国王を追いかけてある部屋に幽閉したのである。結局これも失敗に終わり、無血でクーデターが実施されたのであった*9。そしてこれ以後国王の命令には必ず王太子の副署が必要になるのであった。これによってデンマークは王太子フレデリックが実質上の王権を握ることになったのである。一方で権力の座から落とされた王太弟フレデリックと母のユリアナ・マリエは敗北を受け入れなければならなかった。こうして、キャビネット中心の絶対王制から、再度枢密院が政治の中心となったのであった。そして前政権の旗頭であったグルベアも王位継承者の権威を受け入れ、従った。グルベアはオーフスの県知事 Amtmand に任命され、その後新政権が実施する農業改革を行政担当者として実行していった。

こうして、王太子は新政権のシンボルとなって、いよいよ新しい時代が始まることになる。

1-3 新政権の人材とその改革路線

1-3-1 改革への準備

上にみたように1784年4月、グルベアの地主寄りの保守反動政治に反対して、元外相のA.P. ベアnstーフ（以後、ベアnstーフと表記）*10を中心とする開明的な王太子フレデリック派が無血クーデター statskup を断行し、グルベア一派を追放した。この王太子フレデリックの周囲にはベアnstーフの他、C.D.F.レーヴェントロウ Reventlow (1748-1827)、シメルマン Ernst Schimmelmann といった前政権からは疎まれていたドイツ系を中心に有能な人材が集まっていた。特にベアnstーフの外交手腕で大国間の戦争から中立国として距離を置くことが可能となり、国内の改革に集中出来たのである。1789年のフランス革命後も戦争が続くがデンマークの首都を中心に好景気がコペンハーゲンの商業や海運業に押し寄せてきていた。上にみた人材が年配で首相格のベアnstーフのもとに結集し、以後新しい時代に向けての改革が推進されていく。そしてこの新政権が最も力を入れたのが、国を支える基幹産業である「農業」の改革であった。

まず手始めとして、大蔵省の提案により1784年11月3日、クロンボー及びフレデリクスボー県知事のH. レーベツォ H. Revetzou、大蔵省のC.D.F.レーヴェントロウ（以下、レーヴェントロウと表記）、その弟のJ.L.レーヴェントロウ Johan Ludvig Reventlow (1751-1801、以下レーヴェントロウ（弟）と表記）、W.A.ハンセン Hansen らから構成される小農民委員会 den lille landbokommission が設置された。この委員会の役割は北シェラン地方のクロンボー

及びフレデリクスボー両県での「王領地」に於いて、小作農と小屋住み農民の生活状況をできる限り改善する改革を検討することであった。それで、小農民委員会は地条統合を実施して農場を分散させる、教育機関を改善する、小屋住み農民にも土地を分与する、というような後の時代に盛んになる一連の改革路線を設定し、早くもそれが政府の手によって実行されていった。

「所有」の問題に関して委員会は「世襲小作制 *livsfæste*」という解答を出した。これは自作農地購入は農民にとって負担が大きすぎたためであった。そして、1786年3月に委員会は世襲小作証書案をまとめあげ、7月にはそれに関する大蔵省修正案が国王により承認された。

この後、上記両県にわたる改革は順調に進展し、結果的に1300の小作農地が統合・分散され、2500の小屋住み農民世帯に平均4 tdr.htk. (約22ha)の土地が分与され、賦役や十分の一税は廃止されて定額金納地代に代わり、啓蒙のために学校も建設された。農地の経営改善と穀物価格の上昇で、農民も政府も潤い、小農民委員会設置は大成功であった。

このような小農民委員会の活動は歴史的にみると、それまで開明的な地主たちが自分の地所で、個別に私的レベルで実施していた改革を今度は政府が主導して「王領地」という比較的改革を実施しやすい場所で、総合的な改革を実施したところに意義がある。さらに小農民委員会による改革は、それ以降に本格化する一連の農業と農民の改革のいわば実験台的性格も持ち合わせていたのである。

ところで、既にグルベア政権末期の1783年に、一地方判事J.ピアリング *Bierring* より、デンマーク近代化の端緒ともなる重要な提案が大蔵省になされていた*11。ピアリングはユトランド半島にあるヴィボー *Viborg* の地区裁判所判事で、彼の送付した提案内容は、「死亡した小作農の財産は、以前のようにその小作農の地主によって選任された(財産)価格査定官によって査定されるのでは無く、将来は公正な司法役人によって査定されなくてはならない*12」というもので、それまであえて誰も問題にしなかった地主の慣習的特権に踏み込むものであった。提案を受けた大蔵省は早速各地の知事の意見聴取を行なったが、ピアリングの主張に賛成したのは回答のあった全体の約1/3*13で、残りは知事自身が地主であることが当時多かったため、反対であった。しかしながら、大半の知事はこの慣行が後に残された未亡人とその子どもには遺産よりも借金を残すだけで、何の利益にもなっていないことを認めていた*14。

大蔵省局長のC.D.F.レーヴェントロウが1784年の冬頃よりこの問題を再度取り上げ、大蔵省法律顧問 *kammeradvokat C.コルビヨンセン Christian Colbjørnsen (1749-1814)* と政府法律顧問 *general prokurør O.L.バング Bang* の二人の法律専門家に検討を依頼した。このバングとコルビヨンセンの見解は1785年春頃に出され、細かい相違点はあったものの基本的には小作農の不明確な法的立場を批判し、法律制定を通じてこの法的立場を明確にすることを進言していた。特にコルビヨンセンはさらに弱者を擁護するような立法制定を勧告していた。これら二人の見解は、改革の機を窺っていたレーヴェントロウにとって、この問題をさらに推し進めることを勇気づける内容を含んでいた。しかし、レーヴェントロウは、この政治的にデリケートな問題を公にするのに、約1年半も待たねばならなかった。それはこの問題が地主の既得特権に抵触するものであったからである。

そして、1786年7月初旬、ピアリングの提案に関する報告を王太子フレデリックに対して

行なう機会を得たレーヴェントロウは、その際農民の抑圧された状況を訴え、改革の必要性を熱心に説いた。その際、デンマーク史上に今も残る次の名言が、当時 18 歳であった王太子の口より発せられたのである。

「余は思うのだが、そのような国の繁栄にかかわる一大事は一日たりとも無駄にはできまい。明後日からというよりも、明日からでもその事態に対処できないものか*15」

これを聞いたレーヴェントロウはいたく感激して、当時首相格であった外相ベアンストーフに直ぐに報告した。改革主義者で農業改革の機を窺っていたベアンストーフは、これが「天からの合図 et Vink fra Forsynet*16」だと涙を流して喜んだという。レーヴェントロウの方も数日後喜びに満ちあふれた、これまたデンマーク史上に残る有名な以下の書簡を妹に書き送った。

「喜びと神に対する感謝をもって、お前に大急ぎでこの手紙を書く。嗚呼、有り難や！自由の知らせがやって来た。搾取、束縛、長鞭、木馬、スペイン風マント*17とはもうおさらばだ。万歳！万歳！万歳！・・・旧きこと、それを私は歯で、手で、そして足で引き裂き、燃やし、その灰を海中に投げ入れる。そうすればそれは、海中の奥深くに沈むことが出来るだろう・・・私にとって、全ての仕事が終わり、束縛の塔が破壊され、自由の塔が築かれるまで、身も心も安まることはない*18」

先述の王太子の言葉が直接的な契機となって、それまで何度か上申されたにもかかわらず実現に至らなかった土地緊縛制廃止を始めとする賦役、自作農創設等に関する一連の農業と農民にかかわる改革が以後、急速に進展していくのである。

1-3-2 大農民委員会の設置

王太子との対話で大蔵省の改革案を提出するように命じられたレーヴェントロウは、早速精力的に取り組み、僅か数日間で草案を仕上げた。そして彼は 7 月 11 日に開催された当時デンマークの最高諮問機関であった枢密院会合に、その大蔵省案をもって出席し、政府首脳に、この後の改革立法制定の出発点となる草案の趣旨説明を行なった。大蔵省案は、地主・小作農・小屋住み農民間の不明確な法的関係を強調し、改革の中心問題である小作開始時の契約金 *indfæstning*、小作中断による財産評価、賦役労働、土地緊縛制、懲罰器具の使用禁止等に関する明確な法規定を要求していた*19。そして草案後半では、「地主と同様に小作農の財産と個人的諸権利が地主及び小作農、そして国家の共通の益となるように」活動する委員会の設置が提案されていた*20。

また、その委員会のメンバーは王国官房・大蔵省からの代表、デンマークの農業に詳しい地主、法律専門家よりなることが定められ、事務局長にはコルビョンセンが推薦されていた。さらに大蔵省案の最終部分では、委員会の討論・決定事項を世間 *Publicum* に公表しようというレーヴェントロウの提案が付加されていた。この提案は、当時コペンハーゲンで支配的であった改革賛成の世論を計算に入れてのことであったと考えられる。枢密院はこの当時、次の 7 名

で構成されていた。国王、王太子、ベアnstーフ、シャック＝ラットロー J.O. Schack-Rathlou (1728-1800)、ローゼン克蘭ツ F.C. Rosenkrantz (1724-1802)、スタンペ H. Stampe (1713-89)、フット W. Huth (1717-1806)。

先述の大蔵省改革案に対して、枢密院議長のシャック＝ラットローは強く反対の意を表し、ローゼン克蘭ツも同じく反対の姿勢を示していた。これに対して外相で威厳を持つベアnstーフは、数日前に王太子がレーヴェントロウに語った言葉を改革立法を始動するための明白な政治的ゴーサインだとみており、大蔵省案に賛成であった。他の枢密院メンバーのスタンペは以前からの穏健的農民解放賛成者、フットはベアnstーフと同じドイツ系で、このスタンペとフットは二人とも王太子の推薦によりクーデター後に枢密院メンバーに就任したのであった。それゆえ、この二人は改革賛成派の王太子と同じ意見であったと推測できる。

結局、シャック＝ラットローとローゼン克蘭ツの強い反対にも関わらず、政治的影響力の大きい王太子フレデリックとベアnstーフの存在により、枢密院は 1786 年 7 月 26 日にレーヴェントロウの大蔵省改革案を承認した。政治的にも最大開門である枢密院という国政の最高諮問機関を突破したことで、以後の改革は地方地主などの反対はあるものの、それが非団結的で、単発的なこと、さらに当時は絶対王制下ということもあり、大筋では順調に改革が進むことになる。

そして、1786 年 8 月 25 日勅令によって大農民委員会が設置された。そのメンバーは以下の通りである (表 1 参照*21)。

表 1 大農民委員会の委員構成

官 房 <3人>	ルクスドーフ (17/17, 2), O. L. バング (16/17, 5), オーゴー (4/17, 1)
大 蔵 省 <3人>	レヴェントロー (17/17, 11), エリクセン (0/17, 0) ⁽¹⁾ , ハンセン (13/17, 10)
法 律 家 <4人>	コードセン (15/17, 3), アイケル (10/17, 5), フリッシ (16/17, 2), A. バング (17/17, 1)
領 主 <4人>	シール・ブレッセン (16/17, 3), ウォルムスキョルド (12/17, 4), レーン (3/17, 4), クヴィストゴー (3/17, 2)
軍 部 <1人>	ポーネマン (17/17, 2) ⁽²⁾
事務局長	コルビョルンセン (16/17, 10)

*下線は1788年4月28日の大農民委員会の土地緊縛制廃止案に反対した者
*括弧内の左側の分数は1786年9月18日～1787年5月24日に開催され、記録が残っている計17回の委員会会合における委員の出席割合を示す。(委員会出席回数/17)。
*括弧内右側の数字は各自が提出した見解書の数
{L. C. F. I, ss. III-XII, L. C. F. II, ss. I-IIより筆者作成}

(1) J. エリクセン (1728-87) は病気のために殆ど委員会に出席出来なかった。1787年3月に死去し、同年5月7日、その後任にコルビョルンセンの兄 J. E. コルビョルンセンが任命された。
(2) ポーネマンの名前では2回だが、軍部からは6回見解書が提出されている。

出典：拙稿「デンマーク土地緊縛制廃止(1788年)の実現過程に於ける一考察 一大農民委員会を中心に」『関学西洋史論集』第21集、1998年、47頁

以後、この委員会が主導して農業と農民のための大改革が推進されていく。

2. 新政権下の社会政策

ここでまず新政権発足当時の国内外の状況を確認しておきたい。

当時の国際情勢とデンマーク社会

1750年代よりヨーロッパでは、七年戦争、アメリカ独立戦争といった国際戦争が勃発していた。そのような複雑な国際関係の中、デンマークは外相ベアンストーフの尽力で局外中立の立場に立ち、交戦国と交易を行なうことで大きな利益を上げてきた。その上、アジア、アフリカ、カリブ海に貿易拠点を有するデンマークは大規模な海洋ネットワークの中で商業活動を展開し、これまた莫大な利益を享受していた。この交易の利益はもちろんコペンハーゲンの商人が得たが、その他オールボーのような地方都市でも商人たちは利益を上げ、地方都市も発展する時代を迎えていた。

1780年には中立国の貿易を守るために第1次武装中立同盟が、スウェーデン、ロシア、オランダ、デンマークの間で成立した。そのなかで1788年にはロシアとの関係において、長年の宿敵であるスウェーデンとの戦争が勃発しかけたが、深入りしない間に終焉した。

次にデンマーク国内の状況、特にクーデターが挙行された1784年頃のデンマーク社会の状況を人口面から概観しておきたい。1787年の総人口は約84万人で、その内の79%が農村に、残りの21%が都市部に居住していた。さらに農村人口は地主(1%)、自作農(1%)、小作農(39%)、小屋住み農民および農業労働者(22%)、奉公人(18%)、その他(19%)に分かれていた*22。このように1787年当時のデンマーク社会は典型的な農村社会であった*23。

そして、国の根幹を支える農業の状況であるが、18世紀初頭の大北方戦争後、若年農民男子の移動が顕著となる中、穀物価格が下落し、いわゆる農業危機の時代を迎える。そして穀物価格が上昇し始め、農産物輸出が増加に転ずるのが18世紀半ば以降である。18世紀後半は、ヨーロッパ各地やそれらの植民地で戦争が勃発する中、デンマークは何とか中立の立場を堅持し、交戦国と交易をすることで商業的な繁栄を享受した。もちろん当時カリブ海に有した植民地からの粗糖、ラム酒、タバコ、綿花といった典型的な植民地物産、さらに東インド会社を通じての茶、陶器、絹、香辛料の輸入・再輸出でコペンハーゲンを中心とする商人も大いに潤った。

ヨーロッパ全体の人口は増加傾向にあり、特に産業革命が本格化していた英国での食糧需要が増加した。従って穀物価格も上昇し例えば、1788年(土地緊縛制廃止年)の価格は50年前と比較すると二倍半にもなっていた。文字通りデンマークでは当時、農業面でも好景氣を迎えていたのである。

2-1 農業および農民に関する大改革 store landboreformerne

さて、クリスチャン7世治世後半の社会政策で、まず言及すべきは、今日の農業大国デンマークの基を作った農業と農民に関する大改革である。一般には大農業改革(store landboreformerne)と呼ばれるものである。原語 landboreformerne*24を直訳すれば「農民改革」

となるが、本稿ではこれを「農業改革」と訳して用いる。その理由はまず、一般的に「改革」という言葉は「農民」という人を表す言葉とは結びつきにくく、後にみる改革の内容が「農民の地位向上に関する改革」と「農業の発展にかかわる改革」の両方が必ず含まれるからである。ゆえに、改革内容全体を考える場合、総合的に「農業改革*25」と呼ぶのが適当であろう。

ところで、先にみた大農民委員会からの提案で二つの重要な勅令が誕生した。一つは1787年6月8日の地主と小作農との権利関係を明確化し、さらには体罰の禁止を定めた勅令(Forordningen af 8. Juni 1787 om bondens rettigheder og pligter)で、もう一つは後に詳述する1788年6月20日の土地緊縛制*26を廃止する勅令である。1787年勅令は公平・弱者保護を目指すコルビヨンセン、後者は情熱的理想家レーヴェントロウが中心になって推し進めた。

2-1-1 小作農保護立法(改革)

まず、「1787年6月8日勅令」は大農民委員会第1回会合で、コルビヨンセンが提出した覚書が土台となって成立したもので、主眼は小作農民の権利と義務を法的に明確化することによって、小作農民の安定を図ることに置かれた。その主な内容を条文とともに見てみたい。

- 1) 自己所有農地を小作に出す地主は誰でも、法律で認められた正規の代理人を通じて、領地内の建物・家畜・農具の状態に関する文書化された通知書を提出する義務を負う。死亡や退去によって小作関係が終了する際には、この代理人が受け取った通知書にある財産の状態を調査し、その価値の増減を決定する(第1条、2条)。
- 2) もし、地主が新小作農の小作開始時にこれらの情報を文書で提出しなければ、その小作農および小作農の相続者によって生じたいかなる価値の減少に対しても補償を要求する権利は認められない。さらに、その地主は建物や家畜が適切に世話されていないという理由で小作農に退去を強制することも認められない(第3条、4条)。

上記より分かることは、小作の開始・終了時における公平な観点は法律により、「農民の権利で地主の義務である」、「強制的な貸付地取り上げは禁止する」など、それまで慣習的で曖昧であった地主と農民の法的関係が明確化されたことである。特に特筆に値するのは、小作地・家屋の査定に責任を持つ代理人は、もはや地主側の監督者では無くなり、「独立しており、経験のある他領地の者」となったことである。さらに死亡した小作農の未亡人とその子どもたちが詐欺被害に遭わないよう、また無知のせいでその権利を活用せずに終わることがないように、処置を取り仕切る「判事に配慮が求められた」ことが条文に明記されている。もはや地主たちは権力を行使する際、都合良く安易な方法を取ることができなくなったのである。

加えて、条文の最終部分で小作農に対して人間的な身体を保障している。「古くから知られ、地主やその代理人によって今なお用いられているやり方、即ち地主の権限で小作農を拷問器具である木馬、鉄の首枷、いわゆる穴地獄などで罰することは完全に禁止される(第28条)」。封建社会における領主権のシンボルであった「木馬 træheste」等の拷問器具使用が人道的立場より禁止されたのである。

この勅令では「農民の権利」という視点が取り上げられ、もはや農民が地主に隷属する者ではないことが明瞭に規定されていた。この勅令は、国家権力がそれまで不可侵であった地主の権利に、農民保護の名目で介入していったことにおいて、当時の封建社会にあっては画期的な意義を有し、誇張すれば新しい時代の到来を予告していたともいえよう。しかし、その一方で、小作農は地主に対して従順でなければならない（第 16 条）という規定も同時に盛り込まれている。さらに同日公布された小作農地に関する勅令の中には、「小作農は地主が求める家屋移転（＝散居）の要求に従わねばならない（第 2 条）^{*27}、という地主側に少し配慮した規定も同時に盛り込まれている。このように小作農の法的地位向上に寄与する立法とはいえども、決して一方的に農民だけを保護している訳でもなく、地主たちへの配慮も忘れていなかったのである。

このような下地のもと、以後大農民委員会では懸案の土地緊縛制廃止が具体化していくのである。

2-1-2 土地緊縛制廃止

まず、前述のように設置された時点から土地緊縛制廃止を前提としていた大農民委員会の第 3 回会合（1786 年 10 月 30 日）で、次のような予備決定 *Preliminærbeslutning* がなされた。

「いかなる土地緊縛も行なわれてはならない。しかし、例外的にこの土地緊縛制が民兵徴集制に基礎を置いている限り、実際は農民階層の者が除隊通知を得るか、兵役徴集年齢の上限を上回るか、あるいは兵役資格審査会議において兵役不適格だとされた場合にのみ、その者はあらゆる土地緊縛より解放され、国の何処に居住しても良い^{*28}」

この予備決定により、正式に土地緊縛制に対する各委員のコンセンサスが確認され、問題はいつ、いかなる方法で土地緊縛制を廃止するのか、そして土地緊縛制廃止後の民兵徴集制をどうするのかということであった。大農民委員会で土地緊縛制廃止に関する本格的かつ実質的な討議が開始されるのは、1787 年 1 月 15 日の委員会からであった。その際の叩き台とされたのがコルビョンセンが直前に提出した 22 ヶ条からなる覚え書きであった^{*29}。その主な内容は「農民階層の完全な解放は 1800 年 1 月 1 日より」、「徴兵の上限年齢は 36 歳」「全ての兵役期間は 8 年間もしくは 6 年間に短縮する」等であり、委員会ではこのコルビョンセンの覚え書き一条一条について検討がなされた。前述のように委員の大半は土地緊縛制廃止賛成派であったが、廃止の実施範囲・方法等細部については各自意見が異なっていた。そのため委員会内部では大別して次の 4 つの対立が見られた。①軍部との対立、②P.レーン対レーヴェントロウ、③クヴィストゴー対コルビョンセン、④賛成派内部の対立^{*30}。

さて、この様な内部にあった対立も、レーンやクヴィストゴーが論争を断念し、軍部も最終的に全ての決定を委員会に一任したことにより、土地緊縛制廃止法案が急速にまとまり、1788 年 4 月 28 日、委員 16 人中 13 人がその案を承認、署名した。このとき署名をしなかったのはレーン、クヴィストゴー、オーゴーであった。約 1 ヶ月後に枢密院での審議で承認され、6 月 20 日に土地緊縛制廃止勅令が公布されたのであった^{*31}。正式名称は「デンマークにおける男子農民階級に対する、地所からの土地緊縛解放に関する勅令 *Forordningen om Stavnsbaandets Løsning fra Godserne for Bondestandens Mandkion i Danmark*」といい、

前文と本文 43 カ条より構成されていた。前文ではこの農民階級の自由が「変更できず、いかなる方法によっても弱体化されたり、制限されることはない」と絶対君主からの自由に対する約束が謳われている。この勅令本文の主な内容は以下の通りである。

- 1) 年齢が 14・35 歳以外の者は直ちに土地緊縛から解放され、1800 年 1 月 1 日より全員が束縛から解放される (第 1、3、7 条)。
- 2) 徴兵権が地主から国家 (軍部) に移行する (第 12 条)。
- 3) 徴兵期間が 8 年間に削減される (第 15 条)。
- 4) 徴兵は人口基盤に基づく (第 13 条)。

この他の条文には徴兵方法 (第 21～23 条)、徴兵免除条項 (第 24～35 条)、海軍新兵 (第 43 条) 等についての規定が示されていた。さらに勅令から読み取れる特徴として以下のことが指摘できる。

- 1) 非常に漸進的な農民解放 (= 土地緊縛廃止) である。12 年間の移行期間が設けられており、勅令公布と同時に全農民が解放されたわけではなく、14・35 歳の男子は国防的見地から依然土地に拘束されていた*32。
- 2) 全体として、土地緊縛廃止によって不足するであろう兵力を維持するために、軍事色が濃い (43 カ条の全条文が直接・間接的に兵役に関係している) *33。
- 3) 徴兵の権限が地主から国家 (軍部) に移行したことで、絶対王権の中央集権化への姿勢が窺える。絶対王権はそれ以前、地主を仲介人とした農民の間接統治を行ってきたが、今度はそれが地主を介さない直接統治に置き換えられたのである。徴兵基盤が地主の関与する土地 (収穫見積高) から、中央政府の把握する人口に代わったのもこのことを反映している。

本勅令は制定過程、前文の意気込みとは逆に、実施に於いては極めて漸進的な土地緊縛制廃止であった。それは 12 年間という比較的長期に渡る移行期間が設けられており、一般に思われがちな勅令公布と同時に全農民男子が移動の自由を得たわけではなく、14・35 歳の男子は依然出生農地に拘束されていたことから明らかである。そして、この移行期間からは王権側の地主層に対する配慮が窺えるのである。

現代の目からみると土地緊縛制廃止勅令は内容的には漸進的で穏健なものであるが、それまで連綿と続いてきた地主と農民の主従関係に変更をもたらしたものであり、その内容を理由に枢密院メンバーを辞職する者が出るほどの、当時としては画期的な内容であった。

なお、大農民委員会は歴史的大役を果たしたかの如く以後約 2 年間に渡り開催されなかった。この事実からも土地緊縛制廃止が大農民委員会の活動の中でも極めて特別な意味を有したことが分かる。

2-1-3 自作農創設

国家が経済的にも安定した政権を維持するためには、地主を通じて農民を間接支配するよりも、自作農を多く創設した上で彼らを直接支配することが肝要であった。そこで 18 世紀中葉より王領地を小作農に売却して自作農を増加させる試みが行なわれるが、期待通りに転換は進展しなかった*34。先に見たようにデンマークでは自作農の割合が全農民の 1 パーセント余りしかなく、その背景には農民耕作地の売却禁止規定（1761 年 5 月 15 日勅令）の存在があった。これは地条統合を実施する際に、多くの土地所有者がいると問題が複雑化するからであった。政府は早速、1769 年 5 月 13 日勅令でこの規制を撤廃し、農民耕作地の売却を許可して地主たちが小作農地を売却することを奨励した。

売却が奨励されるだけではことが進まないため、小作農達が農地を購入できるシステムが構築される。即ち 1786 年にはレーヴェントロウの発案で国営の「信用金庫 Kreditkasse」が設立され、小作農は自分の土地を購入するために、低金利で融資を受けることが可能となった。年利 4 分で期間 28 年以上の長期融資であったが、1797 年までに約 400 名の小作農が自作農に転換するための融資を受けた*35。さらに、レーヴェントロウが 1797 年に一般寡婦基金 Den almindelig Enkekasse の理事に就任し、この基金を通じて約 4000 人の小作農に農場を買い取るための融資が実行された*36。

この自作農創出運動は地域的にみるとデンマークの西側、即ちユトランド半島から盛んになり、世紀の変わり目頃には半島の東側へ進み、その後フュン島へと進んだ。そして首都のあるシェラン島にその運動が到来するのはようやく 1830 年代になってからであった。そして 1835 年頃には、デンマークにある農地の 60%が自作農地に転換していた*37。また、いきなり自作農に転換するのではなく、その前段階として終身小作、家族小作、世襲小作等も頻繁に行なわれていた。

2-1-4 体罰の禁止

体罰は領主権のシンボリックな権利であったが、懲罰を受ける農民にとっては恣意的な恐怖でしか無かった。それが上にみたように 1787 年 7 月 8 日勅令によって明確に否定されたのであった。拷問懲罰器具である木馬、鉄の首枷、いわゆる穴地獄などで罰することが完全に禁止されたのである。これらの器具使用は中世から面々と続く領主の特権であったため、その廃止は実に画期的で、農民たちも新しい時代の到来を肌で感じたであろう。そしてこのことは、農民の利益になる活動を目指す大農民委員会の本気度を現していた。

2-1-5 賦役（労働）

賦役とは主に小作農を中心とした農民に課される地主直営地での無償義務労働のことをさすが、小作開始時の契約書にも明記されておらず、地主の恣意に委ねられていた。ゆえに賦役が小作農の地主に対する負担の中では最も重いものでもあった*38。そこで賦役については 1769 年の早い時期にも改革が試みられたが、結果的に解決策を見いだすには至らなかった*39。

18 世紀半ば以降、西欧では総体的に物価が上昇し始めた。そして、工業化とそれに伴う急な

人口増加がみられたが、その最も顕著な例は隣国英国であった。かつては主要な穀物輸出国であった英国は、近代工業化に伴い労働者が増加したため穀物の輸入国へと変貌し、デンマーク産穀物の新しい重要な市場となった。これを受けてデンマークでは投機目的で農場が購入されるという現象も生じ、当然のことながら穀物を中心とする農産物の増産が強く求められた。しかし、このことは小作農の処遇改善には繋がらず、むしろこの機会に増産を目指す領主直営地での賦役労働の増加をもたらすことになった。

その結果 1790 年頃から政府に対する小作農からの苦情が急増し、フランス革命の影響で社会不安が高まる中、賦役はもはや放置できない問題となった。そこでようやく大農民委員会でもこの件が取り上げられることになった*40。その結果 1791 年に事態が急速に動き出す。3 月には「デンマークの地所における賦役の良き秩序に関する勅令 (1791 年 3 月 25 日勅令)」が公布された。そこでは法律名が示すように賦役義務者である小作農やその奉公人が地主に対して従順であるべきことが第 1 条で求められ、内容的には農民が期待した賦役の軽減ではなく、奉公人の規定など周縁的なことに終始していた。そして 3 ヶ月後には随意賦役協約をその中心内容とする法律が新たに公布されている (1791 年 6 月 24 日布告)。この法律では賦役の種類と量を地主と小作農の自由意志で合意・決定することが求められていた。最初は当事者間の自由意志による合意を目指し、それが不可能な場合に国家が介入することになったのである。しかし残念ながら期待された合意形成は広がりを見せず、政府はその半年後に再度随意賦役協約の締結を促す法律公布に至る (1791 年 12 月 23 日布告)。さらに政府は 1792 年に地主層を懐柔して賦役協約の合意を進展するために、これまで禁じていた地主直営地の分割を認め、地代の引き上げをも容認した (1792 年 6 月 15 日勅令)。特にこれまで認めてこなかった地代の引き上げは、地主の収入増加を保証した上で、賦役における妥協を引き出そうというものであった。

1795 年には、政府が再三言及してきた賦役委員会がようやく設置される (1795 年 6 月 5 日布告)。賦役委員は 2 名より成り、当時地主と小作農間の自発的な協約が未成立である地所を訪問し、裁定することになった。彼らはまず、賦役の金納化を奨励し、拒まれた場合に権限で賦役を公正に決定していった。そして 1799 年にこれまで公布された賦役に関する法令の集大成ともなる勅令が公布された。それが 1799 年 12 月 6 日勅令で、最初の部分で「小作農の賦役は今後、定め、維持されなければならない (第 2 条)」と謳って、賦役の確定を改めて強調している。この他では小作契約期間中は賦役を増加することが出来ない点、そして新規契約時に賦役の引き上げを行なう場合は、まず大蔵省の調査を受けることを求めている点である。さて、この勅令で賦役が規制されることになったが、それは賦役の軽減を意味するのではなく、単に賦役が「明確化」、換言すると「固定化」されたに過ぎないことを意味していた。さらにこの勅令の大きな問題点は、賦役を実際に行なう小屋住み農民が恩恵を受けず、引き続き無制限の賦役を課せられ続けたことである。

一般に賦役の確定は、小作農に有利で、地主にとっては不利な出来事である。しかし、デンマークにおける賦役は、結果的に地主にとって有利なように、18 世紀中で最も高い水準 (1790 年のレベル) で確定された上に、政府がこれまで認めてこなかった地代の値上げを地主層に容

認するなど、最終的には地主層へのかなり配慮したものとなっている。これも大農業改革の限界であろう。

内容はともかく、19世紀直前によくこの賦役という難問に一時的な解決法が示された。以前は地主によって恣意的に強制されていた賦役が、いまや特定の「明確な賦役量」を提供するか、あるいは「一定の金額を支払う」という形での解決が正式に決定されたのである。難問である賦役問題が最終解決をみるのは20世紀初頭になってからであった*41。それほどまでに利害が絡み合い、地主・農民双方にとって難しい問題だったのである。

2-1-6 小屋住み農民問題

小屋住み農民とは地主から家を借りるか、自作農または小作農の農場で間借りをしていた者で、その数は農業労働者と合わせて、小作農の総数とほぼ同数であった。小屋住み農民は家主のために週に数度の賦役労働を提供し、その他の日は生活のために自作農や小作農の元で日雇い農業労働者として働いた。中には農業に不可欠な手工業職人（特に鍛冶屋）を兼ねている者も多かった。

大農民委員会が中心となって推し進めた改革は主に農村人口で最大の割合を占める小作農を対象にしていた。それゆえ改革はその下のレベル、即ち小屋住み農民や農業労働者には届かず、取り残されることになったのである。彼らは土地を殆ど所有せず、小作農保有農地や地主直営地で農業労働力として働いた。地条統合に伴い、それまで認められていた共有地での牧草権も失うこととなった。1781年に公布された地条統合に関する法律を経て、1787年に公布された法により、小屋住み農民は失った牧草権の代替として最大で約2ヘクタールの土地を借り受けることが可能になった。その土地の貸借を巡って、地主と小屋住み農民の間で直接的な自由契約が結ばれ、労働力が必要な地主に対する賦役が恣意的に決定されていったのである。

1780年代に本格的に始まった農業および農民に関する大改革では、主眼が農業の担い手である小作農に置かれたため、小作農の元で働くことが多い小屋住み農民の状況改善には繋がらなかった。これが18世紀後半に進展した大農業改革の及ばなかった限界である。

この状況が改善されたのがようやく1807年になってからであった。小屋住み農民の賦役（義務）に関する法律が公布され、小屋住み農民は小作契約書や貸借契約書に基づいて労働を行なうことになったのである。そして小屋住み農民は農村における家屋を借りることも可能となっていた（1807年1月30日勅令）。小屋住み農民の地位向上の最終的解決は、彼らが土地を取得して自立することであった。それが実現するのはようやく19世紀後半になってからであった。

2-1-7 農業技術等に関する改革

2-1-7-1 地条統合

上にみたとおり、農産物輸出が盛んになる中、地主層は穀物輸出を伸ばそうと、生産力を伸ばすために農地を拡大する方向を選択した。その結果、新たな農地の獲得とこれまでの農地における効率化が求められことになった。そこで推し進められたのが「地条統合 *udskiftning*」で

あり、次の2つの内容が含まれていた。①牧草地その他の従来の村落共同地を廃止し、その土地を新農地として分配する、②共同地を含む農地においては地条が混在して非効率であるため、交換・統合して一ヶ所に集約する。この①によって結果的には村落共同体が解体し、②によって耕地の集約化が進んで生産性が向上することになる。この地条統合は1770年代から各地で進展するようになり、後には土地保有者間等各個人間でも実施されるようになった。

そして1781年には勅令（*Forordningen om Jord-Fælleskabets Ophævelse*）が公布され、1人でも地条統合を望む者がいれば、地条統合が実施されることになった*42。さらに地条統合に伴って必然的に発生する家屋等の移転にも補助金が支払われ、国家が中心になって農場の分散 *udflytning*（散居農場制）も推進された。この勅令の公布は国家として農業推進のために地条統合を進めるという意思表示でもあった。そして1781年以降、デンマーク各地で地条統合が進展し、1784年のクーデター後の新政権下でもその速度は緩まなかった。結果的に、1810年頃にはデンマークにおける地条統合はほぼ終了し、効率的な農業を実施できる体制になっていた。地条統合は農場の分散と相俟って家屋の移動や農地の統合を伴ったため、それまでの農村風景を一変させた。なお、今日のデンマーク農村風景はこの時代に由来している。だが、先述のように小屋住み農民まで地条統合の影響は及んでいなかった。

2-1-7-2 農業技術・作物

農業の技術面では、既に西欧で行なわれて実績のある農具や栽培方式がデンマークに流入してきた。それらはまた各地主が自領地において自主的に行なうことが可能でもあった。なぜなら地主たちには財力もあり、新技術の導入についても意欲的かつ機動的であったからである。

農法ではそれまで支配的であった中世的な三圃式農法から、耕区を9-11ヶ所に分ける輪栽式農法が次第に広まった。さらに荒地の開墾、沼地の農地化、客土を用いた土地改良、灌排水システムの整備等で農地をさらに増加させ、生産力を上げる農業技術上の改良が施されたのであった。

農具についてはプラウ、播種機、刈り取り機、クワ、脱穀機が導入された。特にこの時代に農業発展を促したのが犁、英国式プラウの導入である。それ以前は有輪式犁 *julplov* と呼ばれる馬6頭を必要とする重い物を用いていたが、1770年代から馬2頭程度の少ない力で可動させることが可能な新式の英国式プラウが使用され始めた。これにより深耕が可能となり、生産性も飛躍的に高まったのであった。

また、新しい商品作物であるジャガイモ、ビーツ、亜麻、麻も入ってきた。特にクローバーの導入は土壌改良の面で革新的であった。休耕地にクローバーを植え、それを動物達が食べ、さらにそれらが糞尿を落とすことで土壌も肥沃になったのである。

2-1-8 農業と農民の改革の小括

大農民委員会が中心となって上にみたような改革が実施された。農業を推進するためには、良き農民を創出する改革、換言すると農業を担っている農民の地位・境遇改善のための改革が必要で次のような改革、即ち1787年の小作農民の改革、1788年の土地緊縛制廃止、自作農創

設、賦役の定量化が実施された。体罰の禁止も当時の啓蒙思想の影響の結果であり、封建的な領主権の否定でもあった。一方、農業自体を推進するのに寄与したのは、農業を効率的に行なう地条統合の推進、プラウ、ハロー等の新しい農具、クローバーやビーツ等の新作物の導入であった。これらが同時進行して、そしてさらなる改革が進展して、19世紀末から20世紀にかけて、デンマーク農業が発展し、世界での名声が高まったのである。

ただ現代の視点でみると18世紀後半に進展した(大)農業改革は主対象が小作農であり、小屋住み農民や農業労働者は殆ど恩恵に浴さなかったという限界も浮かび上がってくる。特に小屋住み農民が自作小農として自立するには20世紀を待たねばならなかった。

なお、一連の改革の象徴的なものとしての「土地緊縛制廃止」に対して、コペンハーゲン市民が国王にその英断を感謝するという形で、募金を元に「自由記念碑 frihedsstøtten」を1792年に建立している。

2-2 教育改革

グルベア保守政権下、教育による知識の流入が体制変化に繋がることを恐れて、平民教育には関心が払われなかった^{*43}。それに対して改革推進派の地主たちは当時の西欧における教育状況を認識し、国家と個人における教育の重要性を鑑みた上で、自領地において様々な試みを実施していた。

土地緊縛制廃止勅令公布の翌1789年、すでに一般義務教育導入について検討するために、大学校委員会 *Store skolekommission* が設置されている。設置令(1789年5月15・22日付)の名称は「デンマークにおける学校の良き体制 *bedre indretning* のための委員会設置」で、目的は改善された学校制度を全国に広げるために、国王に提案を行なうことであった。提案の分野は教員養成学校(セミナリウム)の設置、教員の育成、学校および教会における事務、学校の運営に関することであった。また設置令に示されたメンバーは次のとおりであった。財務大臣シメルマンを長にレーヴェントロウ兄弟、デンマーク官房のブランド C. Brandt、教会から管区監督のバッレ N.E. Balle、そしてバストホルム Bastholm、トラント F.C. Trant、セヴェル M.H. Sevel であった。途中でメンバーの死去等に伴う入れ替えがあったが、委員会での中心人物はレーヴェントロウ兄弟とバッレであった^{*44}。約25年間の長期に渡る委員会の仕事の到達点は、1814年の当時としては珍しい一般義務教育の導入であった。委員会内部ではレーヴェントロウ兄弟の博愛主義的な教育観と聖職者バッレの保守的な意見が対立したが、大筋ではレーヴェントロウ兄弟の考え方で議論が進んだ。

まず1806年にシェラン地方、フン島、ロラン・ファルスター島地域に試行的な教育令が施行された^{*45}。そして(ナポレオン)戦争終了後の1814年に、教育を受ける義務があり、学校へ行く義務ではない、全国的な学校令が出された(1814年7月29日勅令)。義務教育は7歳から始まり、終了は堅信式までとなった。通学は隔日で、6月1日から収穫日まで、上級生が登校するのは週2日であった。授業科目は宗教、読み書き、算数、音楽(唱歌)、場合によっては体育であったが、体育については特に王太子フレデリックの推しがあった。歴史と地理は読みの科目の中に入っていた。

学校の運営はバッレの望んでいた方向で決まり、各地域に学校委員会が設置され、牧師がその長となり、他には地主、そして農民もメンバーとして加えられていた。学校経費や教師の給料は地域が一体となって負担することになった。また学校委員会は聞きとりなどを通じて要求されている科目の内容が実現されているかを点検することにもなっていた。

大学校委員会で大きな議論があったのは教師の質をどう保証するかという問題であり、議論の結果、1791年にはブローゴーBlågård セミナリウムが、全国で初めて教員養成学校として設置された。そのすぐ後にレーヴェントロウ（弟）のセミナリウム、ベアンストーフ記念学校が設置されている*46。教員養成学校を独立した機関として設立すると、学校と教会の結びつきは弱まり、学校を牧師館と結びつけるとその関係は深く維持されることになる。さらにその方が経済的でもある。レーヴェントロウ（弟）は独立した機関となることを願っていたが、最終的にはバッレの主張が通って、牧師館教員養成学校がデンマーク各地で8校設立された。

農業と農民のための大改革も然りだが、デンマークではこの時代、改革を実施する際、まずは委員会を設置して議論を尽くし、その後最終的に法律化することが多い。その際には上述の大学校委員会でもみられたように、25年という比較的長い時間をかけて議論をしている。そして政権が代わってもその議論は続いた。それは王太子フレデリックが教育に関心を有していたからでもあった。

2-3 大工徒弟のストライキ

1789年にフランスで起こった革命の情報が伝わって以降、1790年代になってデンマークでも学生と治安当局との衝突に見られるような、社会不安が増大している*47。その代表例が1793年2月に発生した学生と当局（警察・軍隊）の騒乱、郵便局騒動 *posthusfejden**48であろう。

そして1794年7月30日にはデンマーク史上初の労働者によるゼネラル・ストライキが発生している。本項ではそのことを詳しく考察する。まずは背景からみていきたい。

デンマークでは1728年のコペンハーゲン大火の後、首都復興のためにドイツから多くの大工徒弟 *svend* がやって来た。これを快く思わなかったデンマーク人徒弟との間に不和も見られた。数でみると1746年には親方が30人で、徒弟は350人いた。それが1794年には親方が20人、徒弟が479人、徒弟見習い *dreng* が71名となっていた。さらに、1802年には親方が39人、徒弟が716人に増加していた*49。一見して分かるのは徒弟の数が50数年で2倍に増加していることである。これは当時首都コペンハーゲンで建築工事が多数実施されていたからである。その中で、徒弟から親方になる道は競争率が高く普通の者には閉ざされた形であった。以前であれば徒弟は移動遍歴して親方自体を換えることが出来たが、当時は徒弟も家族を持つようになり、独身時代のように簡単に移動することが困難となり、そのまま同じ職場に留まることが多かった。また親方の側も、そのような状況を利用して徒弟の仕事量と賃金で圧力をかけていた。これに対して徒弟達は大工徒弟の組合を結成し、集まっては職場の状況などを話し合っていた。彼らの話題は賃金と病気や失業した際の生活保障であった。

そして、1794年に7月に事件が発生する。三人のドイツ人徒弟 *Johan Lindner, Johan Runge, Herman Winther* は、辞職して旅立つことを親方から拒否されたのであった。親方側からする

と夏場は建設業でも人手不足の状況だったことがある。そしてこの件は警察裁判所 *politiretten* にはかられた。本件が事前に計画されたことなのかが争点となったが、三人の内の二人は否定した。最終的にその二人は数日間、刑務所でパンと水のみで拘束される刑が言い渡された。これに対して、約 300 名の大工徒弟が職務を放棄し、*Adels* 通りにある集会所に集まり、その場所を去らないこととした。当局は徒弟達に仕事に戻るよう求めたが、彼らは求めている賃上げがあるまで戻らないとした^{*50}。徒弟達が立て籠もっている建物付近の通り自体は警察によって包囲された。警察署長のフリント *Johan Flindt* が個人的な面会の場を持ったが、事態は変化しなかった。次に同日、ニコライ教会の牧師補であるロービュ *J.H.Roerbye* が交渉に臨んだ。「諭す・警告する」役割を期待されたが、バケツで頭から水をかけられた。8月2日に政府法律顧問 *generalprokurør* のコルビヨンセンが、集会場で徒弟たちの要求を聞き、国王への請願を受理した。ストライキ実施者は大きくみると統率が取れ、扇動するような行動もなかった。8月5日に再度警察署長フリントの説得があった後、軍隊によって中にいた 202 名が逮捕された。その内、78 名は職場復帰に同意し、残りの 123 名は復帰を拒否して 4~6 ヶ月間、鎖を付けた中での強制労働の処罰を受けた^{*51}。情報を知った労働者の間で怒りが充満し、コペンハーゲンの他の職業組合（例えば煉瓦工、靴職人、パン職人等）は、直ちに連帯を示して、2,700 人の内 2,000 人が職場放棄を実施し、大ストライキとなったのである^{*52}。さらに大工親方自身も自分たちの要求を断念することを表明した。これらの動きを受けて判決が変更され、翌日ドイツ人徒弟は国外追放の処罰を受けた一方で、デンマーク人の徒弟は恩赦を受けた^{*53}。

この事件はコペンハーゲン市当局者および統治者側に、大きなショックを与えた。ストライキという行動が反体制的なことであり、それを警察・軍隊まで動員して押さえ込もうとしたが失敗し、共感をベースにしたより大きなストライキが発生したからであり、最終的には上からの指示で恩赦まで与えることになったからである。

この事件をうけて政府は 1800 年、勅令により首都コペンハーゲンの徒弟制を改革した。本令によりストライキは不法となったが、徒弟は賃金についての交渉権、退職する権利を獲得したのであった。また職人が親方になる道も緩和された^{*54}。

1794 年に発生した大工見習いのストライキは、前近代工業化と近代工業化の間で起こった民衆のプロテストであった。そしてそのプロテストによって、判決までも変更され、最終的にはギルド制の穏健な改革に繋がったことが意義深い。デンマーク労働運動史からすると、労働者の勝利に繋がったデンマーク最初のゼネラル・ストライキだと評価され、神話的な意味を持つのである^{*55}。

3. 王太子の親政（1797—1808）

3-1 外相 A.P. ベアンストーフの死

1797 年 6 月 21 日、外相で首相格でもあった A.P. ベアンストーフが死去する。その後任として息子のクリスチャン G.ベアンストーフ *Christian G. Bernstorff* が外相に任命されたが、同時に枢密院メンバーとはならなかった。彼は王太子と同年代でまだ若く、残念ながら父親の

ような威厳、冷静さ、経験を欠いていたのであった。この後王太子フレデリックは枢密院に於いて政治的主導権を掌握していき、それが次第にまた新しいキャビネット統治へとつながっていくことになる。さらに、A.P.ベアnstorfが死去したことで外交政策が転換され、それまでの消極的中立政策から積極的中立政策 **offensive neutralitetspolitik** がとられるようになった。この政策転換により中立国デンマークの商船は軍艦に護衛されるようになったが、そのため英国からは敵視され、後に容赦ない攻撃を受けることになるのであった。

3-2 当時の国際情勢と国内状況

18世紀後半デンマークは中立国の強みを生かして、交戦国と交易を行なうことで利益を享受すると同時に植民地交易でもめざましい発展を遂げていた。植民地交易は主に貿易会社によって運営された。会社は国家から特許状を得て、交易が安定するまで植民地支配も含めて独占的に活動を行なった。そのために商人たちは特許状を発行する国王と関係を持つ必要があった。コペンハーゲンの商人は植民地物産（砂糖、香辛料、綿花、シルク、茶等）を輸入、そして再輸出して利益を上げた。一時は北ヨーロッパで一番の植民地物産を取り扱う拠点となった。

1790年代後半、デンマークは先述のように積極的中立政策をとるようになる。具体的には戦時中で稼ぎ頭である商船に、交戦国からの攻撃・臨検を避けるために護衛艦を付けて商品輸送を行なったのである。フランスや英国の敵国に商品を運んで、利益を得ているデンマークの姿を、英国は目の中のトゲのように思っていた。その最中、デンマークは1801年にロシアからの圧力を受けて、武装中立同盟をスウェーデン、プロシアとともに締結した^{*56}。この同盟は英国をターゲットにした軍事同盟であった。さらにナポレオンとツァーリはヨーロッパ大陸側の港湾を英国に対して封鎖することにも同意していた。英国は自国と同様の海洋国家であるデンマークに対して、その中立同盟から脱退することを強要したが、デンマークは応じなかった。そこで英国側はデンマークの首都に対して大規模な軍力を派遣したのであった。

この結果が第1次英国戦争で、1801年4月2日に勃発した。海軍副提督で海の英雄であるネルソン卿を擁する英国は大艦隊を伴って、コペンハーゲンの沖合、いわゆるコペンハーゲン投錨地でデンマーク軍と闘った。5時間にわたる戦闘の最中に、ロシアからツァーリが死去したとの報が王太子フレデリックのもとにもたらされた。協議の結果、ロシアが政策変更するだろうと判断したデンマークは、武装中立同盟から一方的に脱退する決断を下した。これは英国の要求が受け入れられたことを示し、デンマークが軍事的敗北を喫したことを現していた。このためしばらくデンマークと英国の関係は改善し、無用のコンフリクトを避けるためにデンマークは以前のような消極的中立政策に戻った。1803年には英国とフランスが再度戦争状態になったが、デンマークは穏健的な自衛的中立政策を継続した。そしてこの状態は1807年まで続いたのであった。

緊迫するヨーロッパでの状況を鑑み、デンマークは1805年9月に南部国境を守るためにホルシュタインに2万の兵隊を駐屯させた。そして王太子フレデリックと外相クリスチャン・ベアnstorfは指揮を執るためにホルシュタイン地方のキールに滞在することになる。さらに1806年には神聖ローマ帝国が解体したため、ドイツ公爵領ホルシュタインがデンマーク＝ノ

ルウェー連合王国に編入されることになった。ナポレオンはその地を領土として要求するが、その背景には当時プロシアを中心に結成されつつあった北ドイツ連盟にホルシュタインが編入されることを阻む意図があった。

そして 1807 年、当時のフランスは破竹の勢いでヨーロッパ大陸に進出しており、その過程でロシアとティルジット条約を結び、大陸封鎖を推進しようとした。彼らはデンマークのような中立国に経済的ブロック・大陸封鎖への加入、英国との交易の中止を求めた。これらの状況をうけて、我慢の限界が来た英国は、デンマークが英国側の同盟に入るか、軍艦と商船をフランスに接収される前に英国側に無条件で引き渡すことを求めた。そして 1807 年 8 月中旬に英国は軍艦約 50 隻をコペンハーゲン北側の海域に派遣した。英国軍はシェラン島北東部のヴェズバック Vedbæk に上陸し、そこから南下して首都を窺うことになった。こうしてデンマークは現実的に、英国対フランスの戦争に放り込まれることになった。当時のデンマークの実質的元首であった王太子フレデリックは英国の要求を突っぱね、ナポレオン側に与する意向を固めていた。ゆえに、英国の要求である降伏または軍艦の引き渡しに応じていなかったデンマークは、9 月 2 日から 4 日間、首都コペンハーゲンが英国軍の激しい砲撃を受けた。街の 3 分の 1 が灰燼に帰し、何百人という市民が負傷・死亡した。この惨状を目の当たりにした首都司令官は降参を余儀なくされた。英国軍によってホルメンの造船所が破壊され、商船と軍艦 37 隻が曳航された。これによってデンマークは軍艦のほぼ全てを失った。首都を攻撃されたデンマークの被害は壊滅的で、軍事的にもポジションが弱体化し、中立的防衛が立ちゆかなくなった。英国による容赦のない首都砲撃、そして軍艦の曳航をみて、元来ナポレオンに好意を抱いていた王太子フレデリックはフランス側に付くことを決断する。王太子とその側近が恐れたのはナポレオンがスレースヴィ・ホルシュタインとユトランド半島に侵入し、スウェーデンがシェラン地方を攻撃することであり、その脅威を減ずるために、フランスとの同盟がデンマークにとって好ましいものでもあった。結果的にこのフランスとの同盟はデンマークにとって高くつくことになる。なぜならこの後フランスはロシアで敗走し、ナポレオン自身も失脚するが、最後までナポレオンとフランスを信じて離れなかった王太子フレデリック率いるデンマークは、約 650 年同じ君主を戴いた同盟国ノルウェーを失うことになるからである。

3-3 出版の自由法（1799 年）

紙幅の関係上、王太子の親政時代で最も重要な社会政策である「1799 年の出版自由法」についてのみ検討する。

デンマークでは 1661 年の絶対王制成立以降、出版物に対する検閲は何らかの形で存在し、内容自体は時代に応じて変更されてきた。そしてストルーエンセ時代（1770-72 年）には完全な出版の自由が実現した。しかし、その後グルベア政権下では検閲が復活することは無かったが、新聞が政府決定を批判することを禁ずるなど出版の自由には制限が加えられることになった。そしてクーデターが実現した 1784 年以降は、出版の自由は当時の西欧における啓蒙主義の影響もあり、注意深く維持されてきた。それが 1789 年のフランス革命以降、人々は絶対王制以外の統治方式があることを意識すると同時に啓蒙主義の影響下、デンマークの政治体制、即

ち絶対王制が議論されることが起きてきた。その代表者がハイペア P. A. Heiberg (1758-1841) とコンラッズ＝ブルーン Malte Konrad -Brun (1775-1826) であった。

かかる状況下、デンマークの実質的元首である王太子フレデリックは、フランス革命自体、そしてその革命的な考え方の影響が周辺諸国に広がるのをみて、絶対王制という既存の政治体制を維持しようとする。そのために法律を公布して、政府に対する批判を抑えようとした。1797年に法案を議論する委員会が設置され、批判を書いた者に責任を負わせることを中心に据えて、出版の自由を侵害することの定義や度合いに応じた罰則が議論された。この委員会での議論が基になって、2年後に「出版の自由の限界を説明し決定する Forordning som nærmere forklarer og bestemmer Trykkefrihedens Grænser 1799年9月27日勅令」が公布された*57。これが通常「1799年の出版自由法」と呼ばれるもので、前文と28条からなる。

前文では、出版の自由は一般の利益に資するが、その無制限の自由が公共の秩序と個人の安全を脅かしたため、法律を以て出版の自由の限度と罰則が示されることになったことが述べられている。その主な内容は以下の通りである。

- 1) 印刷して出版した冊子の中で、祖国の基本法、政治体制を批判する、あるいは国王に対する反乱を起こしたり、国王の命令に従わない者は死刑に処する (第1条)。
- 2) 印刷物に於いて王国の法律、国王の政府に対して批判し、侮辱し、嫌悪や不満を広げる者は国外追放に処される (第2条)。
- 3) 王国の政治体制を批判し、侮辱する者は3年から10年の国外退去に処する (第3条)。
- 4) 印刷物を以て国王、王妃、王女・王子への噂を拡散する者は、程度・内容に応じて3年から10年の国外退去に処せられる (第4条)。
- 5) 神の存在や人間精神の不滅性などキリスト教の教えを批判し、侮辱する者は3年から10年の国外追放に処される (第5条)。
- 6) 印刷物が国家の状態や政府の決定や組織について虚偽の情報を提供している場合、矯正所 Forbedringshus において、その記載内容の程度に応じて2ヶ月から2年間、労働に従事する (第6条)。

これらより、出版物の内容が、体制批判、政権批判、王室批判に繋がる場合の罰則は厳罰で、最高は死刑であり、続いて無期限もしくは有期限の国外追放であった。それより軽い罪はパンと水のみで刑務所に収監されたり、罰金を支払った。

さらに、この勅令が求める出版の手続きは、出版を希望する印刷物は全て所管の警察署長 politimester に提出し、内容が精査された後、許可を得て初めて新聞・雑誌や文書の発行及び販売が許可された (第20-21条)。

加えて上記以外の条文では、発行所・印刷所がデンマーク官房からまず許可を得る必要があること、印刷場所が国外の場合 (第23条)、翻訳の場合 (第24条) 等、場合に応じて詳細に規定されている。場合によっては罰金の行き先が貧民救済金庫であったり (第11条) して興味深い。形式的には出版の自由が否定されたわけではないが、実質的には検閲が復活した状態に

なり、世論は首を締められたようになったといえる。

本勅令が公布されて僅か3ヶ月も経たない時期に、フランス革命の支持者で絶対王制批判を展開していた社会批評家で劇作家のハイペアは、クリスマスの日に国外追放の宣告を受けた。彼はパリに移住し、翻訳業をしながら生計を立てた。国王の死後もデンマークには戻らず、彼の地で1841年に亡くなった。なお、翌1800年にコンラッズ＝ブルーンがハイペアと同様の国外追放処罰を受けている*58。フランス革命の影響で、反絶対王制の自由・平等主義が広がる中、政権側、特に近視眼的な王太子フレデリックの焦りが感じられる政策・対応である。

4. おわりに

4-1 クリスチャン7世の死

フランス革命、ナポレオンの登場、英国とフランスの対立など、18世紀後半から19世初頭にかけて、デンマーク国外の動きは目まぐるしかった。その中で精神を病んだ国王クリスチャン7世はどのように過ごしていたのだろうか。国王は年齢とともに身体が弱ってきており、城内で過ごすことが多くなっていた。義務としての会合には参加し、絶対王として最も重要な役割である、文書への署名は行なっていた。目の前に差し出される文書については、機械的に署名をし、まるでロボットのようにもあった。

上述のようにデンマークを巡る国際関係が予断を許さない状況となり、英国からの首都攻撃も予想された。そこで父王の身を案じた王太子フレデリックは、国王を伴って自らも南部に疎開する決断を下した。フエン島を経て、まずはユトランド半島中部のコリンフース Koldinghus、後に同半島南部のレンスポー Rendsborg に滞在した。丁度コリンフース滞在中に、首都コペンハーゲンは英国軍からの砲撃を三日三晩受けて、街の三分の一以上が廃墟と化した。レンスポーで国王は知事公舎に側近約40名と滞在し、王太子フレデリックは外相ベアンストーフと共にそこから約50キロメートル離れた国境線近くのキールに本拠地を構えた。

コペンハーゲンで幼少時から大規模な宮廷メンバーに囲まれて生活してきた国王クリスチャン7世は、簡素な生活を強いられることになった。自身の王国の中で、まるで亡命者のような日々を送ることになり、これもストレスの増加に繋がったと推察される。

1808年3月18日午前8時頃、国王は激しい震えに襲われた。卒中でソファに倒れ、そのまま、短時間で痛みも無く息を引き取った*59。享年59歳であった。彼の死については箝口令がひかれた。三日後、王太子フレデリックは父王の遺体が安置されているレンスポーには寄らず、まずコペンハーゲンに戻り、フレデリック6世(在位1808-39年)として即位した*60。これにより王太子がフレデリック6世として、名実ともに統治者として君臨することになる。

前王クリスチャン7世の遺体は戦争のためしばらくレンスポーの教会に留め置かれた。そして約6年後の1814年6月になって遺体はようやく首都近郊に戻ってきた。棺は船でクエー Køge まで移送され、その後王家の墓所でもある世界遺産のロスキレ大聖堂に安置された。その際には葬送曲が奏でられたが、演説や説教も実施されなかった。そして7月24日には全国の教会で牧師による追悼説教 mindetale が行なわれたのであった。

4-2 王太子フレデリックによる統治

それまで虚弱で政治に影響を与えるファクターではなかった王太子フレデリックが、1784年のクーデターの際に突如現れて、以後の行政文書に国王に並ぶ副署を添える義務を負ったことから、政治を動かす大きなアクターになった。それから彼は精神に異常を有した父王に代わって24年間、側近官僚の援助のもと、実質的な元首として国を率いてきたのであった。その期間の内政については次の二つの時期、即ち1784-1797年、そしてベアnstーフ死後の1797-1808年に分けることが出来る。前半はベアnstーフの影響が強い時代で、後半はベアnstーフの亡き後王太子フレデリックが政治を主導する時代である。社会政策でみると前半の1784-1797年は大農民委員会を設置して農民の状況を改善する政策、具体的には小作農民の法的権利の明確化、土地緊縛制廃止、賦役の削減努力、自作農創設、拷問器具使用の禁止であった。また農民を中心に義務教育制度を整えるために大学校委員会を設置して、1814年の義務教育導入に繋がる諸改革・試みを実施している。国家の基が農業であり、その農業の担い手である農民に諸改革を通じて自作農への道筋を作り、そして教育を通じて国家に有為な自立した個人を作ろうとしたのである。

そして1797年のベアnstーフの死後、それまでの後ろ盾かつ、自由な発言・行動を阻んでいた重しがなくなったため、王太子フレデリックは自身が思うような親政を行なえる立場になった。時代的にはフランス革命後のナポレオン戦争さなかで、フランス革命の自由に関する考え方がデンマークにも流入し、論壇では絶対王制についての議論も起こっていた。そのなかで、体制を維持しようとする王太子フレデリックは、1799年の出版自由法を公布する中で、実質的な検閲制を導入した。

ここで両時期にまたがる統治の特徴も指摘しておきたい。1784年以降の王太子フレデリックの統治が世論聴取型絶対王制 *opinionstyret enevælde* であったということである^{*61}。デンマークではフレデリック4世時代(1699-1730)に制度化された国王謁見制 *audiens hos kongen* があり、国民は決められた日に王宮に行って国王に意見を述べたり陳情することが可能であった。これに加えて請願制度 *suplikke* も機能し、とにかく何かあれば国王、この場合は王太子フレデリックに会いに行こうという雰囲気が存在した。王太子にとっても、国民から意見を聞ける良い機会でもあった。それが政策に反映されていくのである。今回の範囲でも例えば大工徒弟達が王太子に請願を行ない、最終的には恩赦をうけたという事例があった。

政治体制でみると前半(1784-1797)は、それまでのキャビネット中心的な絶対王制から、枢密院を中心とする官僚主導型絶対王制に戻ったのであった。そこでは各省庁が取り扱ってきた事象が、国王が臨席し、枢密院の大臣たちによって決定され、そこで国王の署名が行なわれた。形式的には国王がこの会合を主催することになっていたが、国王は単なる署名をする機械であった。そしてこのような国王が利用されないためにも、王太子の副署が求められたのである。しかし、このキャビネット政治からの脱却は僅か13年という短期間で終了したのであった。そして後半(1797-1808)は王太子フレデリックが中心となるキャビネット主導型絶対王制であった。この体制は父王が死去し自身が国王として即位した後、さらに顕著になる。

新王は即位後、自らが全ての重要事項を判断することを表明し、枢密院を無力化した*62。これにより、1813年まで枢密院は開催されなくなる(3月19日)。こうして新国王は個人的な内局を中心としたキャビネット体制を敷くのであった。このキャビネット体制が今までと異なるのは、ストルーエンセやグルベアとは違い、国王自らがその体制を志向したことであった。

この後デンマークは、最後までナポレオンのフランスを信じて同盟関係を続けたが、英国側についたスウェーデンとの戦争で敗れて、結果的に長年の連合相手国ノルウェーを失うことになるのであった。その際によくフレデリック6世は枢密院を召集したのであった。

次稿では、名実ともに国王となったフレデリック6世時代(1808-1839)をとりあげ、その社会政策を考察したい。

註

1 1660年10月に実施された世襲王に対する忠誠儀式をもって、実質的に絶対王制が導入されたとする考えもある。筆者はその後の身分制議会の不開催、顧問会議廃止、中央省庁の導入が続くこと、そして、「国王に絶対的な諸権利を提供する」という文言が入った「絶対世襲政府文書」の公布を以て、名実ともに絶対王制が導入されたと考えている。

デンマーク絶対王制の導入については次の拙稿を参照。「デンマーク絶対王政の成立」『関学西洋史研究』第18集、1990年、27-39頁。

2 現在でいうところの精神分裂症 skizofreni だと言われている。Cf. Friis, Aage: "En Lægeberetning om Christian VII's Helbredstilstand" i Historiske Tidsskrift, 8.rk.I, 1907, ss-80-83. Langen, Ulrik: Struensee -100 danmarkshistorier-, K.2018, s.100.

3 王宮にある国王の私的な事務室(内局)で、その長がキャビネット秘書官である。本来は国王の私信を中心に対応していたが、各方面からの提案等も届いた。18世紀半ば以降、各省庁を経由せずにキャビネットを通じて国王の統治がなされることが多々あった。その好例がストルーエンセ時代(1770-72)、そしてグルベア時代(1772-1784)である。

4 この時代も通史の記述以外では次のものが古いが定評のある研究書である。Holm, Edvard: Danmark-Norges Historie fra den Store Nordiske Krigs Slutning til Rigernes Adskillelse 1720-1814, Bind IV, K.1902.

5 Feldbæk, Ole: Gyldendals og Politikens Danmarkshistorie, (red.) Olaf Olsen, Bind IX, K.1990, s.234. 結果的にはこの養育方針が功を奏して、後には丈夫な身体になった。

6 そのような環境の中、妹のルイセ Louise Augusta と幼少期からの学友であるカール(後のヘッセン公カール)とだけは生涯にわたって仲が良く、頻繁に行き来があった。

7 この教練への参加に侍従のビュロウヤベアンストーフも心配していた。Vibæk, Jens: Politikens Danmarkshistorie Bd. 10 -Reform og fallit- (1784-1830), K. 1985, s.133.

8 アイクステットはお目当ての女優がおり、王太子を連れてよく一緒に劇場に通ったという。Møller, Jan: Frederik 6. -Træk af en konges liv-, K. 1998, s. 52.

- ⁹ このクーデターの詳細については、史料集でもある次のものを参照。Jørgensen, A.D. : Regeringsskiftet 1784 -Fremstillinger og Aktstykker-, K. 1888.
- ¹⁰ グルベア時代に政治的に追放され、当時はホルシュタインの自領地 Borstel で蟄居中であった。
- ¹¹ Hjelholt, Holger: Et forspil til den store landbokommissions nedsættelse, Historisk Tidsskrift, X.rk.5, 1939, ss.163-184.
- ¹² Holm, Edvard: Kampen om Landboreformerne i Danmark i Slutningen af 18. Aarhundrede (1773-91), K. 1888/1974, s. 106.
- ¹³ Jensen, Hans: Dansk Jordpolitik I, K. 1936, s.119.
- ¹⁴ Ibid.
- ¹⁵ Vibæk, op.cit.,s.74.
- ¹⁶ Hansgaard, Torben: Landboreformerne i Danmark i det 18 århundrede -Problemer og synspunkter -, K. 1981, s.92.
- ¹⁷ 晒し刑に用いられる懲罰具の一種で、大きな木樽を頭の上からかぶり、顔だけが出るようにしたもの。
- ¹⁸ Holm, op. cit.(Kampen om), ss. 110-111.
- ¹⁹ Den for Landvæsnet nedsatte Commissions Forhandlinger (以下、L.C.F.と略) I, K. 1788, ss.7-13.
- ²⁰ Feldbæk, op.cit., s.166.
- ²¹ 表記上、表 1 ではレーヴェントロウはレヴェントロー、コルビヨンセンはコルビヨルンセンと表記されている。
- ²² Johansen, Hans Chr.: En samfundsorganisation i oprud, Dansk socialhistorie Bd.4, K. 1979, s.59.
- ²³ これらの人口に関する数字は、1787年にデンマークで初めて実施された人口調査の結果をもとにしている。
- ²⁴ landbo=農民、reformer=改革(複数形)、ne=定冠詞(複数形)
- ²⁵ このデンマークの農業および農民のための大改革に関しては次の拙稿が詳しい。「18世紀後半のデンマークにおける農業改革 Landboreformerne」、『関学西洋史論集』、第23集、1999年、21-34頁。
- ²⁶ 土地緊縛制とは1733年2月4日勅令で導入された農民男子を出生農地に拘束しておく制度である。その背景には1720年に集結した大北方戦争後の農業危機のなかで、農業に必要な安価な労働力を固定し、同時に民兵徴集制と抱き合わせることで軍事面にも寄与することが可能な制度であった。対外状況や国内状況を鑑みて徐々に土地に緊縛する男子の年齢を調整していき、最後は4・40歳に適用された。1733年2月4日勅令を中心とした土地緊縛制については次の拙稿を参照。「デンマーク 1733年2月4日勅令 -土地緊縛制 Stavnsbandを中心に-」、『関学西洋史論集』第16集、1988年、1-20頁。
- ²⁷ Schou, J.H. m.fl.: Schous Forordninger IX, K. 1822, s.178.

- ²⁸ L.C.F.II, ss. VI-VII.
- ²⁹ Ibid., ss. 340-361.
- ³⁰ 対立の詳細については次の拙稿参照。「デンマーク土地緊縛制廃止(1788年)の実現過程に於ける一考察 -大農民委員会を中心に-」『関学西洋史論集』第21集、1998年、48-50頁。
- ³¹ 枢密院での決定後、土地緊縛制廃止反対派のジャック・ラットローとローゼンクランツは先に枢密院で承認された土地緊縛制廃止提案が「ヨーロッパでは前例が見当たらない、試みられたことのない提案」だとして、抗議のために枢密院メンバーを辞職している。このことはデンマークの土地緊縛制廃止が画期的なことであったのを如実に示している。Cf. Historikergruppen (udg.) Danmarks Historie II, K. 1950-51, s.51.
- ³² その数はレーヴェントロウの試算によると 93,431 人である。Cf. L.C.F. II, Anhang, Littr.B.
- ³³ その理由は土地緊縛制が導入された土地法と軍事法が混在していた「1733年2月4日勅令」には民兵徴集制という土地緊縛制と同じ基盤、即ちカールと呼ばれる青年農民男子を土地に固定しておくという基盤を持つ制度がいわば抱き合わせの形で導入されていたからである。1788年6月20日勅令によってその一方の土地緊縛制が廃止されれば、それに見合った形で土地以外のもの、即ち人口に徴兵基盤を置くように民兵徴集制が変更されるのは当然のことであり、それゆえこの勅令自体が軍事色を帯びざるを得ないのである。なお、これ以降軍事法と土地法の混在は見られなくなり、軍事法は分離・独立する。
- ³⁴ 財力のある小作農は少数で、大半は地主達が購入していた。
- ³⁵ Bjørn, Claus (red.): Det Danske landbrugs historie, Bd.2, K. 1988, s.358.
- ³⁶ Ibid. 一般寡婦基金とは 1775年に創設された国家が保証する寡婦年金で、対象は軍人を含む官吏の配偶者およびその家族であった。
- ³⁷ Christiansen, Jens: Rural Denmark 1750-1980, K. 1983, s. 39.
- ³⁸ 当時の小作農は賦役の他、十分の一税、地代、臨時税等が課せられていた。
- ³⁹ クリスチャン7世の治世初期のことであるが、当時は丁度ストルーエンセが登場した頃で、彼の関心が農業に向かなかつたため、解決を目指すことにはならなかった。
- ⁴⁰ 地主の経済的利益に直結する賦役問題はその理由ゆえ棚上げされていたともいえる。
- ⁴¹ Hvidtfeldt, Johan: Håndbog over danske lokalhistorikere, (Den Historisk Fællesforening), K. 1952-56, s. 277.
- ⁴² 地条統合および 1781年4月23日勅令に関しては次の拙稿を参照。「デンマーク絶対王制後期の社会政策に関する基礎研究(2) -クリスチャン7世治世前半(1772-1784年)を中心に-」『東海大学文化社会学部紀要』第13号、2025年、152-54頁。
- ⁴³ グルベアは次のように述べて教育のもたらす成果を好ましく思っていなかった。「より多くの知識は農民とその階層を不穏にし、彼らが日々を費やさなければならない、そして国が彼らに行わせている、つらく単調な仕事により苦痛と倦怠をもたらすだけである・・・」
コスゴー、オーヴェ (川崎一彦編訳・高倉尚子訳): 『光を求めて -デンマークの成人教育 500年

の歴史』東海大学出版会、1999年、70頁。

- 44 レーヴェントロウ（弟）は自領地での改革に邁進していたため、委員会へは文書で意見等を述べていた。
- 45 1806年の学校令で、その内容は8年後に実現する一般義務教育学校令とほぼ同じであった。ある意味試行的に先行して実施したことになる。
- 46 A.P.ベアnstローフの業績を讃えてベアnstローフ記念館 *Bernstorffs Minde* と命名された。
- 47 フランス革命前の1787年にはあるが、学生と治安当局（軍隊）の衝突が起こっている。フィロソフガングンでの学生騒乱 “*Studenterkrigen i Filosofgangen*” と呼ばれるもので、始まりは学生と兵士の取っ組み合いであったが結果的に数日続く騒乱に発展した。学生達は逮捕された者達を取り戻し、その後市庁舎を急襲しガラス窓を壊した。最終的には軍隊が登場し、夜8時以降の外出が禁止されることで収拾された。
- 48 元々はある学生と軍人との諍いが警察沙汰に発展し、学生が逮捕されるに及んだ。その学生の釈放を他の学生と市民が市庁前で要求し、建物に投石をしたことを受けて、騒乱状態を解消するために、当該学生を釈放したという事件。
- 49 Paludan, Helge, John T. Lauridsen m.fl. (red.): *Københavnernes historie*, K. 1987, s.94.
- 50 Manniche, Jens Christian: *Den københavnske tømmerstrejke 1794*, *Historie*, X, 1972-74, s. 527.
- 51 *Ibid.*, s. 528. 1名は新参者であったため無罪となった。
- 52 Christensen, L.K. m.fl. (red.): *Arbejdernes historie i Danmark 1800-2000*. K. 2007, s.15.
- 53 Cf. Manniche, *op. cit.*, ss. 528-29. ドイツ人はデンマークの軍艦で北ドイツに退去させられた。
- 54 1800年3月21日勅令による。
- 55 デンマークの定評ある百科事典 *Lex* の評価である。 https://lex.dk/T%C3%B8mmerstrejken_1794
- 56 1780年にも中立国の通商権を保護するためにスウェーデン・ロシア・デンマーク・オランダの間で武装中立同盟が締結されている。なお、英国と締結した通商条約がロシアの激怒を買い、外相であったA.P.ベアnstローフが解任された。
- 57 1814年5月13日に本勅令の付加条項が公布されている。
- 58 地理学者、政治批評家で、内容が風刺的な書物『貴族の教理問答書 *Aristokraternes Catechismus* (1796)』で絶対王から嫌悪感を示され、そして何度も訴訟を起こされており、身の危険を感じた彼は隣国スウェーデンへ亡命した。その後デンマークで追放処罰が下され、ハイベアと同じ様に亡命した。フランス語の能力を發揮し、作家や研究者として活躍した。
- 59 ベルナドッテが仏・西軍26,000人を引き連れてデンマークへ到着する。外国軍兵士の行進をみた国王クリスチャン7世が途中で倒れ死去した（3月13日）といわれている。
- Cf. Petersen, Kai: *Danmarkshistoriens hvornår skete det*, K. 1985, s. 208.
- 60 首相格の人物が、「クリスチャン7世は逝去された。新国王フレデリック6世万歳」とバルコニーから宣言することで、王位継承が果たされる。
- 61 Cf. Seip, Jens Arup: “Teorien om det opinionsstyrte enevælde”, i (Norsk) *Historisk Tidsskrift*, bd. 38 (1958-59), s. 397-463.

⁶² 王太子自体は実は 1784 年以来、パーソナルな絶対王政を望んでいた。そのため、王位を継承した際、王太子時代から長年使えた侍従であるビュロウを国王になった途端解任した。その理由を後に彼が国王の義父であるヘッセン公カールに尋ねたところ、「王太子は絶対王 *enevolds* になりたかったのじゃ」という返事があったという。Cf. Vibæk, op. cit., ss. 255-56.

クリスチャン 7 世後期年表 *

- **1784 年**：4 月 14 日、成年に達した王太子フレデリックがクーデターで新政権を樹立する（これ以降法律の制定には王太子の副署が必要になった）。A. P. ベアnstーフ Bernstorff が再度外相およびドイツ官房の長に任命される（5 月 12 日）。グルベアはオーフスの県知事 Amtmand に左遷された。また、シメルマン Ernst Schimmelmann が大蔵大臣に任命された。小農民委員会が北シェランの王領における農地を地条統合する。
- **1785 年**：赤字であった西インド貿易会社が国有化される。
- **1786 年**：自身熱心な農業・農民改革の支持者である王太子が後ろ盾となって大農民委員会が設置される。王立信用組合 Kgl. Kreditkasse が設立される。王太子フレデリックの妹、Louise Augusta が prins Christian Frederik af Augustenborg に嫁ぐ。
- **1787 年**：スウェーデン国王グスタヴ 3 世が突然デンマークを訪れ、対ロシア戦争時のデンマークの中立を求めたが、ベアnstーフは 1773 年のロシアとの同盟を理由に断った。小作農民の諸権利と義務に関する勅令が公布される（6 月 8 日）。
- **1788 年**：夏頃スウェーデンがロシアを攻撃し、ロシアは同盟条約によりデンマークに援助を要請する。しかし、戦争は本格化する前に終結をみた。土地緊縛制廃止勅令が公布される（6 月 20 日）。しかし軍事的配慮から 12 年間の移行期間が設けられる。徴兵権は領主から国家に移ることになった。ノルウェーの穀物輸入が自由化される。ユダヤ人の手工業組合への加入が認められる。
- **1789 年**：フランス革命が富裕市民層に共感をもたらすが、革命の進行と共に薄れる。コンラッズ＝ブルー Malte Conrad Bruun やハイベア P.A. Heiberg らが属する小さな文学グループだけが革命を熱狂的に支持し、絶対王制の公然とした敵とはなるが、政治的には取るに足らない存在であった。大学校委員会が設置される。
- **1790 年**：最初の蒸気機関が導入される。農場を期限終了後あるいは解約の際に賃貸しにすることが禁止される。王太子フレデリックがゴットブ城でヘッセン公カール prins Karl af Hessen の娘マリエと成婚。ユトランド地方の地主がヴィボー Viborg で集会を開き、一連の農業改革に対する苦情を採択する。
- **1791 年**：ユトランド地主問題が発生する。「自由記念碑」建設募金が開始される。デンマーク最初の師範学校が創立され、奴隷貿易について議論する大奴隷貿易委員会が設置される。
- **1792 年**：「自由記念碑」の定礎式が挙行される。勅令でデンマークの海外領土における奴隷貿易が禁止される（1803 年より）。この法律制定に関してはシメルマンの尽力が大きかった。移行期間中は政府がローンを貸し付けたりして、逆に禁止されるまでの間に労働力の補給が強化された。ギニア交易会社が解散し、ギニア湾岸での貿易が自由化される。

- ・ **1793 年** : 英国の対仏戦参入が中立国船航行に大きな困難をもたらす。多くのデンマーク商船が英国の私掠船に捕まる。英国政府はさらにデンマークがフランスとの貿易を停止するように圧力をかけるが、外相ベアンストーフは中立貿易の神聖さを主張し、その要求を突っ張ねる。全ての海上貿易都市が外国製品を無関税で仕入れる権利を獲得する。王立図書館が一般に公開される。地方新聞 Aarhus Stiftstidende 紙が発刊される。
- ・ **1794 年** : クリスチャンボー城が炎上する。国王一家はアマリエンボー城へ移る。スウェーデンと新たな武装中立同盟を結ぶ。首都の大工職人がストライキを行なう。これは親方の許可無く帰省しようとしたドイツ人大工徒弟が警察に逮捕されたことに端を発し、多数のスト参加者が拘禁、強制労働の刑を受けた。これに同情した首都の全手工業職人の約半分が同情のストを行なった。この出来事は大きなセンセーションを巻き起こすことになった。
- ・ **1795 年** : コペンハーゲンの大火が発生 (6 月 5 日)、2 昼夜猛威を奮う。合計 55 の通り、941 の農場と家屋が壊滅する。被害総額は約 460 万リースダーラにおよぶ。この後煉瓦作りの家のみ建設許可がおりる。賦役委員会が設置される。全ての小規模な訴訟において、友好的解決を図るための調停委員会 Forlig kommission を設立する勅令が公布される。そこでは地方当局が案件を裁判所に上げる前に法的な係争を調停することになっている。
- ・ **1796 年** : 後にデンマーク国王クリスチャン 9 世と結婚することになる王太弟フレデリックの孫の Caroline Amalie が誕生する。皇太后ユリアナ・マリエがフレデンスボー城で死去する (10 月 10 日)。
- ・ **1797 年** : C.D.F.レーヴェントロウ Christian Ditlev Reventlow とカイ・レーヴェントロウ Cay Reventlow が枢密院メンバーに選ばれる。A.P. ベアンストーフが死去する (6 月 21 日)。この後王太子フレデリックは枢密院に於いて政治的主導権を握っていき、それがまた新しいキャビネット統治につながっていく。この頃より積極的中立政策がとられるようになる。なお、A.P.ベアンストーフの死後息子のクリスチャン G. ベアンストーフが外相に任命されるが、同時に枢密院メンバーとはならなかった。「自由記念碑」が完成し (9 月)、コペンハーゲンのヴェスターポートにそびえたつ。しかし記念式典は行なわれず、募金者の名簿も発表されなかった。
- ・ **1798 年** : 商船への護衛政策が導入される。スウェーデンとデンマークは自国商船の軍艦による共同護衛に関する協定を結ぶ。護衛中の商船の臨検を要求した英国軍艦に対してデンマークのフリゲート艦が発砲するという事件が発生する。大蔵大臣のシメルマンはオランダの大商人 Frederic de Conincks に 40 隻の船の護衛を依頼する。その背景にはデンマーク船がフランスの私掠船に襲われることがあった。

ユダヤ教徒とキリスト教徒との婚姻が許可される。また、ユダヤ人生徒のラテン語学校入学が認められる。福音派の賛美歌集が発行される。

ノルウェーでハンス・ニルス・ハウゲが覚醒運動、ハウゲニズムを始める。
- ・ **1799 年** : 7 月 1 日 : 首都コペンハーゲンに対する新しい救貧計画が出される。計画によれば、援助機関が刷新され、自身を扶助できない者は国家が援助を与えることが義務づけられている。

出版の自由が勅令により制限され、新聞が検閲を受けるようになる（9月27日）。政府が賦役に関する勅令を公にする。その主眼は自由意思に基づく賦役規定を尊重し、これまでの賦役規模に蓋をするためであった。これによってとにかく賦役の範囲が規定された。

ハイペアが9月27日の出版自由法を侵害したということで国外追放になる（12月24日）。彼は公に、絶対王制がおべっか者や偽善者を作ったこと、市民の間における道徳的荒廃をもたらしたことを表明していたのであった。

また、商業危機がハンブルクからコペンハーゲンにも広がり、多数の商館が経済的困難に陥る。さらに12月24日、ジブラルタル海峡でデンマークのフリゲート艦 *Havfruen* が英国のフリゲート艦3隻によって、停船させられた。彼らは12隻の商船の臨検を実施したかったが、*Havfruen* が大砲を撃って英国側の水兵が1名怪我をしたため、英国側はミッション遂行を断念し、*Havfruen* の護衛を継続させた。

- **1800年**：コンラッズ＝ブルーネが1799年にハイペアが受けたのと同じ処罰を受ける。彼らは適及性をもって、罰せられたのであった。

独立した省庁に属する将軍達は、省庁を越えて直接王太子フレデリックに報告することを義務づけられた。土地緊縛制が廃止される（1月1日）。

英国はデンマークが中立同盟に参加したことへの対応として英国の港に停泊するデンマーク＝ノルウェー船舶を拿捕する。さらに英国政府はデンマークの海外領土における占領行動についても決定する（1月）。

国外追放となった作家のハイペアがパリに到着する。

勅令によりコペンハーゲンの徒弟制が再編される。本令により徒弟のストライキは不法となったが、徒弟は賃金について交渉権、退職する権利を得ることになった。また、職人が親方になる道も緩和された（3月21日）。

商船護衛政策の結果として最初の重大な事件として、フレイヤ号事件が発生した。ノルウェーから地中海に航行していた商船の護衛としてデンマークの軍艦フレイヤ号が英国の臨検にあうが、それを拒否したため、戦闘となった。最終的にデンマークは英国の要求を受け入れた。

アイスランドのアルシングが廃止される。その機能は *Den Kongelige islandske Landsoverret* が受け継ぐ。

19隻の英国戦列艦がコペンハーゲン近くに停泊し、デンマーク政府に対して軍艦による商船の護衛を行なわないことを要求する（8月29日）。

ロシアからツァーリの特使が到着し、デンマークの武装中立同盟への参加を求める。デンマークは長く議論することなく、その要請に応えることを決定した（9月）。デンマーク＝ノルウェー・スウェーデン・ロシアの武装中立同盟が成立する（1780年の同盟の更新）。これによって英国は18世紀の中立原則を強制される（12月16日）。英国の外交官が武装中立同盟よりデンマークが脱退することを要請する。王太子フレデリックと外相ベアンストーフはその英国の要求を拒否する。

- **1801年**：デンマークで史上3回目の人口調査が実施される。結果的に総人口が926,000人となり、

1787年の調査から84,000人増加している(2月1日)。

英国が武装中立同盟の成立に不快感を示し、デンマークの海外植民地(西インド、トランケバール他)を攻撃して占領する(3月28日)。英国の海軍提督パーカーはエアスン海峡を53隻の軍艦を伴って南下する。デンマークは単独で英国に立ち向かう(スウェーデンの軍艦は向かい風のため軍艦基地カールスクローナから出航できず、ロシアの軍艦はフィンランド湾が凍っていたために動けなかった)。前回の英国による攻撃がデンマーク人に愛国心を呼び起こし、司令官 **Olfert Fischer** の元に多くの者が馳せ参じた。

さらに英国はコペンハーゲン砲撃を行なう(4月2日:コペンハーゲン投錨地の戦い **Slaget paa Reden**)。英国の提督ネルソンは午前中にデンマーク艦隊を攻撃する。戦闘が長引き、パーカー提督は戦闘中止を命じたが、ネルソンは戦い続けた。デンマークは、船が占領され、乗組員もろとも炎上させられるとの脅しを受けて、王太子フレデリックの命令で発砲が中止された。

デンマークにロシアの皇帝 Paul が3月24日に暗殺されたという連絡が届く。このロシアの不安定な状況を受けて、王太子フレデリックは英国の要求を受け入れざるを得なくなる。デンマークは中立同盟から離脱し、イギリス側につくことになる(4月8日)。王太子フレデリックは英国と停戦条約を結ぶ(4月9日)。英国に対する敗北にもかかわらず、愛国的な動きは継続した。

デンマークは10月には自由航行、積荷の自由、中立船舶の護衛という中立同盟の原則を断念し、英国とロシアの協定に参加した。このことによって英国軍はデンマークの海外領土より退却し、デンマークの商船が再度世界の海を駆けめぐりようになる。首都コペンハーゲンの人口が10万人を越える。

- **1802年**: あるコペンハーゲンの金細工士が美術収蔵室 **kunstkammer** より過去数世紀の間に発見されたかけがえの無い古代遺産である「黄金の角杯」を奪い、溶かしてしまう。新しい農業の税金 **hartkorn** が導入される。

フランスがハノーバーを占領した際、デンマークは16,000人からなる軍隊で対応しようとする。しかし、デンマークがフランスとの断絶を願わなかったため、その軍隊は後に解散した。

デンマークは外国人傭兵なしで、農民のみが徴兵義務を負う国軍を創設する。徴兵期間は6年間で、このデンマーク軍の再構築は、結果的にフランスと英国間の戦争のためにそれほど大きな意味は持たなかった。

子ども達の間で流行っていた天然痘に対するワクチン接種が始まる。コペンハーゲンにおいて行なわれた哲学者ステフェンス **Heinrich Steffens** の一連の講義によって、デンマークにロマン主義が紹介される(11月)。このステフェンスに影響されて、アダム・エーレンスレーヤーが『詩 **Digte**』を出版する(12月)。コペンハーゲンの家庭で、デンマーク史上初めてクリスマスツリーに明かりが灯される。

- **1803年**: 1792年の奴隷貿易禁止勅令に基づき、デンマーク領内での奴隷貿易が公式に廃止される。罰則規定がないため、実質的には貿易が継続されたがデンマーク当局は不法状態に対して対応せずじまいであった。

英国とフランスが再度戦争状態になったが、デンマークは自衛的中立政策を継続した。この状態は1807年まで続く(5月)。

貧民救済制度が導入される。救貧制度の設計と管理のための規則が定められる。規定によれば、合法的に自立的な生活を行なうことが不可能な場合、貧民が救済制度を利用する権利を有することになった。そして、この制度により貧民は3つのグループに分類され、それにもとづいて援助を受けることになった。

国民軍 *nationalhær* が誕生する。総勢は正規軍 35,000 人、予備軍 79,000 人であり、兵役期間は6年であった。しかし、徴兵義務を負うのは農民だけであった。

- **1804年**：ホルシュタインにおける隷農制が廃止される。
- **1805年**：H.C. アンデルセンが生まれる。森林保護法 *Fredskovsforordningen* が公布される(9月27日)。これによって共同地としての森林が廃止される。森林は家畜のための牧草地として保護され、伐採も禁止された。この法律によって初めて森林(林業)と農業の線引きが行なわれたのである。

緊迫するヨーロッパ状況を鑑み、2万の兵隊が南部国境を守るためにホルシュタインに駐屯する(9月)。王太子フレデリックと外相クリスチャン・ベアンストーフはホルシュタイン地方のキールに滞在することになるが、このことが後に重要場面において迅速な決断を阻むことになる。

- **1806年**：神聖ローマ帝国が解体したため、公爵領ホルシュタインがデンマーク＝ノルウェー連合王国に編入される。ナポレオンはそれを領土として要求する。この後ホルシュタインの連隊では命令用語としてデンマーク語が用いられるようになる。

コペンハーゲンで徒歩による郵便配達が始まる。開始日には8人の配達夫が320通の書簡を配達した(3月1日)。1789年の大学校委員会が取り組んだ一般学校(普通学校)に関する臨時法が公布される。本法律は島嶼部が対象で、全国には1814年に適用される(10月)。島嶼部では到るところで幼児教育が行なわれることになる。

フランス軍がプロシアの将軍 *Blucher* をしてホルシュタイン領内に進軍させる。デンマーク軍はフランス軍およびプロシア軍と戦うことになるが、さらなる戦闘を避けるために直ぐに後退した(11月6日)。ナポレオンは英国に対する大陸封鎖を行なう。デンマークは英国政府に曖昧でない(明確な)通告を行なう(11月21日)。

- **1807年**；ホルシュタインをデンマーク領に編入した結果、これまでドイツ官房と呼ばれていたものをスレースヴィ・ホルシュタイン官房と名称を変更し、2公爵領の行政を引き継ぐ。

小屋住み農民の賦役(義務)に関する法律が公布される。法律によれば小屋住み農民は小作契約書や貸借契約書に基づいて労働を行なうことになる。小屋住み農民は農村における家屋を借りることが可能となっていた(1月30日)。

フランスとロシアの間でティルジット条約が締結される。ロシアが大陸封鎖に加わり、フランスは、例えばデンマークのような中立国がそれに加わるように最大限の努力をすることになっていた(7月7日)。

英国艦隊がエアスン海峡にやって来て、シェラン島を封鎖しようとする(8月2日)。パリのデンマーク政府代表がフランスからの大陸封鎖に参加し、対英戦争を求める最後通牒を受け取る。これに対する拒絶はフランスとの戦争することを意味した(8月6日)。

キールでは王太子フレデリックが、英国より同盟か戦争かという、最後通牒を受け取る。デンマークは英国の最後通牒を拒否する (8月13日)。

英国軍がヴェズベックに上陸し、コペンハーゲンに向けて南下進軍する。デンマークは再度英国に宣戦布告を行なう (8月29日)。Castenschiold 将軍が指揮する民兵はクーエ Køge で英国軍に敗れる (8月29日)。9月2日に開始された英国のコペンハーゲン砲撃は9月6日まで続く。英国軍はデンマーク軍よりはるかに勝っており、コペンハーゲン市民約1,600人が死亡し、ほぼ同数の負傷者を生んだ。首都は殆ど (2/3) が破壊された。

デンマークはコペンハーゲン市民からの圧力もあって英国に降伏した。この降伏は無条件降伏を意味し、全てのデンマーク戦艦を引き渡すことになる。しかし英国との同盟は再度拒否した (9月7日)。全デンマーク艦隊がホルメン造船場を去って英国に曳航される (10月20日)。これにより王太子フレデリックは英国に敵対することを決意、ナポレオンと同盟を結ぶ (10月31日)。

英国がデンマークに宣戦布告を行なう (11月4日)。西インド諸島およびインドにあるデンマークの海外領土はすでに英国が占領していた。

• 1808年：アダム・エーレンスレーヤーの『ホーコン・ヤール』が王立劇場で上演される。

フランスとロシアからの圧力でデンマークはスウェーデンに宣戦布告を行なう。これにより、バルナドッテ将軍が率いるフランス＝スペイン軍の援助を受けて、デンマーク軍はスコーネに進軍する予定である。

バルナドッテが仏・西軍26,000人を引き連れてデンマークに到着する。外国軍兵士の行進をみた国王クリスチャン7世が卒中で倒れ死去する (3月13日)。これにより王太子がフレデリック6世として名実ともに統治者として君臨することになる。彼は精神に異常を有した父王に代わって24年間、実質的に国を率いてきたのであった。新王は枢密院を無力化し、個人的な内局 (キャビネット) 体制を敷くのであった。

フレデリック6世は自分が全ての重要事項を判断することを表明し (3月19日)、これにより1813年まで枢密院は開催されなくなる。

デンマークが保有した最後の戦列艦「Prins Christian Frederik」が英国軍と交戦した結果、シェラン岬で破壊される (3月22日)。Adlersparre 率いるスウェーデン軍がノルウェーを攻撃するが、ノルウェーにおけるデンマークの最高司令官であるクリスチャン・アウグスト王子によって行く手を阻まれる (4月)。

デンマークに駐留中のスペイン軍が、祖国スペインがナポレオンに反旗を翻し、反乱を起こしたことを知る。このため、スコーネへの進軍話は立ち消えになってしまった (8月)。

英国軍がクリスチアンスーエの要塞を攻撃するが鎮圧される。代わりにアンホルト Anholt 島を占領する (10月)。

*作成にあたっては主に次のものを参考にした。

Petersen, Kai: Danmarkshistoriens hvornår skete det, K. 1985.

Skipper, Jon Bloch(red.): Danmarkshistoriens Årstal, Achehoug og Det Historiske Hus, K. 2001.

クリスチャン7世時代(1772-1784) 参考文献 (発行地がKøbenhavnの場合はK.と略)

Alstrup, Erik og Poul E. Olsen (red.): Dansk kulturhistorisk Opslagsværk I-II, K. 1991.

Appel, Charlotte og Morten Fint-Jensen: Da læreren holdt skole, tiden før 1780. Dansk skolehistorie bd. 1 (red. Charlotte Appel og Ning de Coninck-Smith), Aarhus Universitetsforlag (2013).

Bang, J.H.: Charlotte Dorothea Biehls historiske Breve, Historisk Tidsskrift 3. Række, IV Bind (1865 - 1866).

Bech, Sven Cedergreen: Storhandelens by, Københavns Historie Bd. 3 (1728-1830), K.1981.

Bjerg, Hans Chr. : Danmarks stilling i Østersøen 1700-1900, K. 1977.

Bjerg, Hans Chr. og Ole L.Frantzen: Danmark i Krig, Politikens Forlag, K. 2005.

Bobé, Louis (udg.): Efterladte papirer fra den Reventlowske familiekrede i tidsrummet 1770-1827, I-X, K. 1895-1932.

Busck, Jens: Christian 7 - Kongen der mistede sin forstand-, K. 2019.

Bjørn, Claus: Bonde, herremand, konge - bonden i 1700-tallets Danmark-, K. 1981.

Bjørn, Claus (red.) : Det Danske landbrugs historie, Bd.2, K. 1988.

Christensen, Svend Aage og Henning Gottlieb (red.): Danmark og Rusland i 500 år, Det sikkerheds- og nedrustningspolitiske udvalg, K. 1993.

Christiansen, Jens: Rural Denmark 1750-1980, K. 1983.

Christiansen, Viggo: Christian den VII's Sindssydom, K. 1978.

Den for Landvæsnet nedsatte Commissions Forhandlinger I-II, K. 1788-89.

Engelstoft, Poul og Svend Dahl: Christian VII, i Dansk Biografisk Leksikon, IV, K. 1933.

Fabricius, K.(red.): Danmarks Konger, K. 1944.

Falbe-Hansen,V.: Stavnsbaandsløsningen og landboreformerne set fra Nationaløkonomiens Standpunkt, K. 1888/1975.

Feldbæk, Ole: Gyldendals Danmarkshistorie, (red.) Aksel E. Christesen m.fl., Bind 4, K. 1982.

Feldbæk, Ole: Gyldendals og Politikens Danmarkshistorie, (red) Olaf Olsen, Bind IX, K. 1990.

Feldbæk, Ole m.fl.(red.): Dansk Udenrigspolitik Historie Bind 2, K. 2006.

Fredericia, J. A.: Aktstykker til Oplysning om Stavnsbaandets Historie, K. 1888.

Friis, Aage (udg.): Bernstorffske Papirer udvalgte Breve og Optegnelser vedrørende Familien Bernstorff i tiden fra 1732 til 1835, I-III, K. 1904-13.

Friis, Aage: "En Lægeberetning om Christian VII's Helbredstilstand" i Historisk Tidsskrift, 8.rk.I, 1907, ss.80-83.

- Garde, H.G.: De danske-norske Sømagts Historie 1700-1814, K. 1852.
- Hansgaard, Torben: Landboreformerne i Danmark i det 18 århundrede –Problemer og synspunkter –, K. 1981.
- Henningsen, Peter: Stavnsbåndet, Århus, 2020.
- Historikergruppen (udg.) : Danmarks Historie II, K. 1950-51.
- Holm, Edvard: Den offentlige Mening og Statsmagten i den dansk-norske Stat i Slutningen af det 18. Aarhundrede. 1784-1799, K. 1888.
- Holm, Edvard: Kampen om Landboreformerne i Danmark i Slutningen af 18. Aarhundrede (1773-91), K. 1888/1974.
- Holm, Edvard: Danmark-Norges Historie fra den Store Nordiske Krigs Slutning til Rigernes Adskillelse 1720-1814, Bind IV, K. 1902.
- Holmgaard, Jens: Landboreformerne - drivkræfter og motiver-, Fortid og Nutid, Bind 27, 1977-78.
- Hvidtfeldt, Johan: Stavnsbaandet, dets Forudsætninger og Virkninger, Vejle Amts Aarbog, 1938.
- Hvidtfeldt, Johan: Håndbog over danske lokalhistorikere, (Den Historisk Fællesforening), K. 1952-56.
- Jensen, Hans: Dansk Jordpolitik I, K. 1936.
- Jespersen, Knud J.V.: Gyldendals Danmarks historie Bd.3, (red., Søren Mørch), K. 1989.
- Johansen, Hans Chr.: Dansk økonomisk politik i årene efter 1784, bind 1 og 2, Århus, 1968 og 1980.
- Johansen, Hans Chr.: 'Some Aspects of Danish Rural Population Structure 1787', "Scandinavian Economic History Review", IX, 1972.
- Johansen, Hans Chr.: En samfundsorganisation i opbrud, Dansk socialhistorie Bd.4, K. 1979.
- Jørgensen, A.D. : Regeringsskiftet 1784 -Fremstillinger og Aktstykker-, K. 1888.
- Jørgensen, Frank og Westrup, Morten: Dansk centraladministration i tiden indtil 1848, K. 1982.
- Jørgensen, Poul Johs.: Dansk Retshistorie, K. 1965.
- Kornerup, Bjørn: Den danske kirkes historie (tiden 1746-1799), Bind 5, K. 1951.
- Kryger, Karen: Frihedsstøtten, K. 1986.
- Langen, Ulrik: Den afmægtige –en biografi om Christian 7, K. 2008.
- Larsen, Christian Erik Nørr og Pernille Sonne: Da skolen tog form 1780-1850. Dansk skolehistorie bd. 2 (red.) Charlotte Appel og Ning de Coninck-Smith), Aarhus Universitetsforlag (2013).
- Larsen, Joachim: Bidrag til Den danske skoles historie, Bind II, K. 1893/1984.
- Lausten, Martin Schwarz: Kirkens historie i Danmark - pavekirke, kongekirke, folkekirke-, K. 2018.
- Lomholt-Thomsen, Johs: Kilder til Danmarks historie efter 1660, Bind II, Historielærer-foreningen, Gyldendal, K. 1973.
- Lyngby, Thomas, Søren Mentz og Sebastian Olden-Jørgensen: Magt og pragt –Enevælde 1660-1848–, K. 2010.

- Løgstrup, Birgit: *Bundet til jorden. Stavnsbåndet i praksis 1733-1788*, Odense, 1987.
- Manniche, Jens Christian: *Den københavnske tømrerstrejke 1794* (i: *Historie*, X, 1972-74, ss. 525-61).
- Markussen, Ingrid: *Visdommens lænker. Studier i enevældens skolereformer fra Reventlow til skolelov*, K. 1988.
- Møller, Jan: *Frederik 6. -Træk af en konges liv-*, K. 1998.
- Nystrøm, Eiler (udg.): *Luxdorps Dagbøger I-II (1745-73)*, K. 1915-30.
- Ottosen, Johan: *Vor Historie II*, K. 1904.
- Petersen, Kai: *Danmarkshistoriens hvornår skete det*, K. 1985.
- Rockstroh, K.C.: *Udviklingen af den nationale Hær i Danmark II-III*, K. 1916-26.
- Schou, J.H. m.fl.: *Schous Forordninger I-XXII*, K. 1777-1840.
- Scocozza, Benito: *Danmarkshistoriens hvem, hvad og hvornår*, K. 1996.
- Scocozza, Benito: *Politikens bog om Danske Monarker*, K. 1998.
- Skipper, Jon Bloch (red.): *Danmarkshistoriens Årstal, Achehoug og Det Historiske Hus*, K. 2001.
- Skrubbeltrang, Fridlev: *Det danske Landbosamfund 1500-1800*, K. 1978.
- Thaulow, Th. og J.O. Bro Jørgensen (udg.): *Udvalgte Breve, Betænkninger og Optegnelser af J.O. Schack-Rathlous Arkiv 1760-1800*, K. 1976.
- Vibæk, Jens: *Politikens Danmarkshistorie Bd 10 Reform og fallit, 1784-1830*, K. 1985.
- コスゴー、オーヴェ (川崎一彦編訳・高倉尚子訳): 『光を求めてーデンマークの成人教育 500 年の歴史』東海大学出版会、1999 年。
- 佐保吉一「デンマーク絶対王政の成立」『関学西洋史論集』第 18 集、1990 年、27-39 頁。
- 佐保吉一「デンマーク土地緊縛制廃止(1788 年)の実現過程に於ける一考察ー大農民委員会を中心にー」『関学西洋史論集』第 21 集、1998 年、43-53 頁。
- 佐保吉一「1790 年代のデンマークにおける自由記念碑 Frihedsstøtten の建立について」『IDUN (14)』2001 年、483-510 頁。
- 佐保吉一「18 世紀後半のデンマークにおける農業改革 Landboreformerne」『関学西洋史論集』第 23 集、1999 年、21-34 頁。
- 佐保吉一「18 世紀後半のデンマークにおけるユトランド地方領主集団上訴事件 Den Jyske Proprietærfejde」『北海道東海大学紀要 (人文社会科学系)』第 13 号、2000 年、119-134 頁。
- 佐保吉一「デンマークにおける土地緊縛制廃止(1788 年)について」(飯田収治編著; 関西学院大学西洋史学研究室編)『西洋世界の歴史像を求めて』、) 関西学院大学出版会、2006 年、181-203 頁。
- 佐保吉一「デンマーク絶対王制後期の社会政策に関する基礎研究(1)ークリスチャン 7 世治世前半(1766-1772 年)を中心にー」『東海大学文化社会学部紀要』第 12 号、2024 年。
- 佐保吉一「デンマーク絶対王制後期の社会政策に関する基礎研究(2)ークリスチャン 7 世治世前半(1772-1784 年)を中心にー」『東海大学文化社会学部紀要』第 13 号、2025 年。

ボーリシュ、ステイーヴン (難波克彰監修・福井信子監訳) 『生者の国 —デンマークに学ぶ全員参加の社会—』新評論、2011 年。

御園喜博 『デンマーク —変貌する「乳と蜜の流れるさと」—』東京大学出版会、1970 年。